昭和35年11月28日第3種郵便物認可

令和3年(2021年)　第2184号

運送DXなら
TUMIX
鈴与グループ

Japan Trucking Association

広報とらっく

毎月1日・15日発行
9月15日号
発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館
☎(03) 3354-1029 (総務部広報室)
https://jta.or.jp
※紙面に関する問い合わせは広報室まで
(定価・税込348円／会員の購読料は会費に含みます)

「飲酒運転」の根絶へ決議!!

全ト協 都道府県トラック協会とともに取組強化
交通対策委員会で「決議文」

全日本トラック協会は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和3年秋の全国交通安全運動および国土交通省策定の同実施計画ならびに令和3年8月4日に閣僚会議にて決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転根絶に係る緊急対策」を踏まえつつ、全ト協実施計画を定め、各都道府県トラック協会とともに、9月21日㈫から30日㈭までの運動期間中に同運動を効果的に実施する。

実施にあたっては、事業用トラックによる飲酒運転事故の発生や、事故の過半数を追突事故が占め、かつ、死亡事故の約4割が交差点で発生している現状を踏まえ、「飲酒運転の根絶」、「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として積極的に取り組む。

また、運動期間を前にした9月6日には、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第117回交通対策委員会（工藤修二委員長）を開催し、業界全体として飲酒運転根絶意識を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、トラック運送業界から飲酒運転を根絶することを決議した。

事業用トラックドライバーによる飲酒運転の根絶については、トラック運送業界として各種啓発活動を展開し、その防止に積極的に努めているところである。

全日本トラック協会としても、今年策定した「トラック事業における総合安全プラン2025」では、令和7年に達成すべき目標値として、「死者数・重傷者数の合計970人以下」、「飲酒運転ゼロ」を掲げ、会員事業者に対してさらなる安全の確保に向けた取り組みの強化を求めている。

しかしながら、警察庁統計によると、最近の事業用トラックによる飲酒運転事故件数は横ばいで推移し、未だ根絶には至っていない。

特に、今年6月には、千葉県八街市において、飲酒したドライバーの自家用トラックが小学校児童の列に突っ込み、死傷者が出るという痛ましい事故が発生し、飲酒運転が全国的な社会問題としてマスコミなどで大々的に取り上げられている。さらに7月5日、6日には、事業用トラックドライバーによる飲酒運転事案が相次いで発生するなど、極めて憂慮すべき事態となっている。

千葉県内での事故の発生などを受け、政府では、関係閣僚会議において「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」を閣議決定。「通学路等における交通安全の確保」と「飲酒運転の根絶」を柱とした緊急対策に取り組むとしている。

コロナ禍が続く現在、社会を支えるエッセンシャルな事業として、社内体制を確立して飲酒運転を根絶している運送事業者がほとんどであるこの運送業界だが、一方で、ほんの一握りの心ない事業用トラックドライバーが引き起こす飲酒運転により、一般社会からは「運送業界全体の体質的な問題」と捉えられることとなり、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまうことになる。

全ト協では9月6日、このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため第117回交通対策委員会を開催して、業界全体として飲酒運転根絶意識を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することを決議した。

決議では、①各事業所において、乗務前後の対面点呼時をはじめ、電話その他の方法で行う点呼の場合でも、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に行える点呼実施体制が確立されているかの再確認と、必要に応じた見直し、②交通安全運動等の機会を捉え、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例の周知などにより運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底、③各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶にむけた他県の取り組み事例について情報共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する――こととしている。

特に③については、具体的に、会員事業所所属の全ドライバーから飲酒運転をしないという宣誓書を提出してもらう署名活動を行うほか、フェリー乗り場、サービスエリア、パーキングエリア、トラックステーションなどでのトラックドライバーに対する飲酒の有無の自主点検や、街頭啓発活動の実施を行うとしている。

なお、同決議の全文（写真）を掲載したリーフレットおよびポスターと全ト協の「秋の全国交通安全運動」周知ポスターを、今号の『広報とらっく』に同封した。

令和3年「秋の全国交通安全運動」ポスター（内閣府）

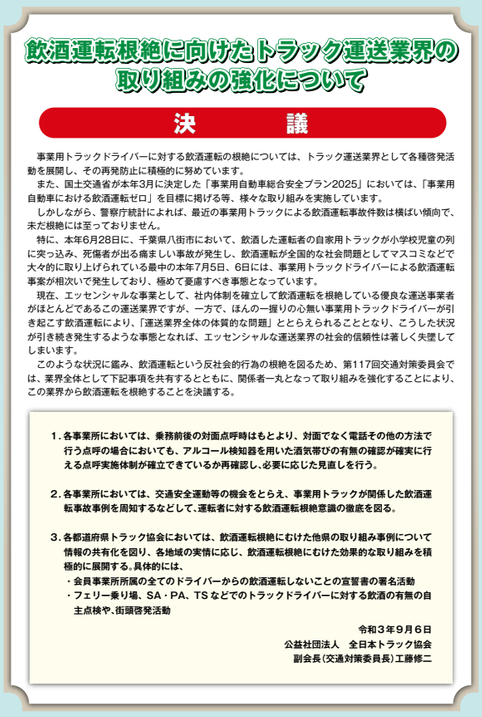
飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について

決　議

事業用トラックドライバーに対する飲酒運転の根絶については、トラック運送業界として各種啓発活動を展開し、その再発防止に積極的に努めています。
また、国土交通省が本年3月に決定した「事業用自動車総合安全プラン2025」においては、「事業用自動車における飲酒運転ゼロ」を目標に掲げる等、様々な取り組みを実施しています。
しかしながら、警察庁統計によれば、最近の事業用トラックによる飲酒運転事故件数は横ばい傾向で、未だ根絶には至っておりません。
特に、本年6月28日に、千葉県八街市において、飲酒した運転者の自家用トラックが小学校児童の列に突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が発生し、飲酒運転が全国的な社会問題としてマスコミなどで大々的に取り上げられている最中の本年7月5日、6日には、事業用トラックドライバーによる飲酒運転事案が相次いで発生しており、極めて憂慮すべき事態となっています。
現在、エッセンシャルな事業として、社内体制を確立して飲酒運転を根絶している優良な運送事業者がほとんどであるこの運送業界ですが、一方で、ほんの一握りの心無い事業用トラックドライバーが引き起こす飲酒運転により、「運送業界全体の体質的な問題」ととらえられることとなり、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。
このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第117回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを決議する。

1．各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に行える点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。

2．各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。

3．各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶にむけた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。具体的には、
・会員事業所所属の全てのドライバーからの飲酒運転しないことの宣誓書の署名活動
・フェリー乗り場、SA・PA、TSなどでのトラックドライバーに対する飲酒の有無の自主点検や、街頭啓発活動

令和3年9月6日
公益社団法人　全日本トラック協会
副会長（交通対策委員長）工藤修二

決議文

令和3年「秋の全国交通安全運動」
9月21日㈫～30日㈭まで　全日本トラック協会実施計画

1 安全運行の確保

【最重点推進項目】

(1)飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼を実施する。

また、飲酒運転根絶に向けた各種啓発活動を強化する。

(2)追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける事故の半数を占める追突事故、及び事業用トラックが第1当事者となる死亡事故の約4割を占める交差点事故を防止するため、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』、及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』を活用し、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促し、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。

また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及を落とすなど、思いやりのある運転の励行。

(3)子供と高齢歩行者の交通事故防止

子供と高齢者の傍を通過する際は、十分に速度及び交差点等における左折事故防止対策の取り組みとして、車載カメラ装着車両の普及を促進する。

(4)夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

(5)携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

(6)高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を徹底する。

(7)トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(8)健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況や睡眠不足による運転の防止に努める。

(9)過労運転等の防止

事業者は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(10)「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろう運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

他、②車両の安全性の確保や③事故情報等の収集による安全意識の高揚を掲げ取り組む。

軽油価格情報

全国平均価格：円／リットル（消費税抜き）
▶全日本トラック協会調べ

年　月	スタンド	ローリー	カード
令和３年５月	107.49	97.29	106.38
令和３年６月	109.33	100.46	109.32
令和３年７月	112.06	103.36	111.99

交通事故統計

令和３年8月末
事業用トラック第1当事者死亡事故件数
軽貨物は除く。（）内は前年同月比増減数
▶警察庁調べ

事業用貨物自動車の死亡事故件数					全国の死亡事故件数	交通事故死者数（人）	
大型	中型	準中型	普通	計		8月31日現在	9月14日現在
65（−4）	36（+5）	18（−6）	5（+1）	124（−4）	1,585（−127）	1,622（−123）	1,723（−118）

コラムラインナップ

トラック運送事業者のための経営のヒント【中小事業者のブランディング化】…３面／食の新旧街道を行く【「鯖街道寄り道したい味②」京都市久多の鯖なれずし】…７面

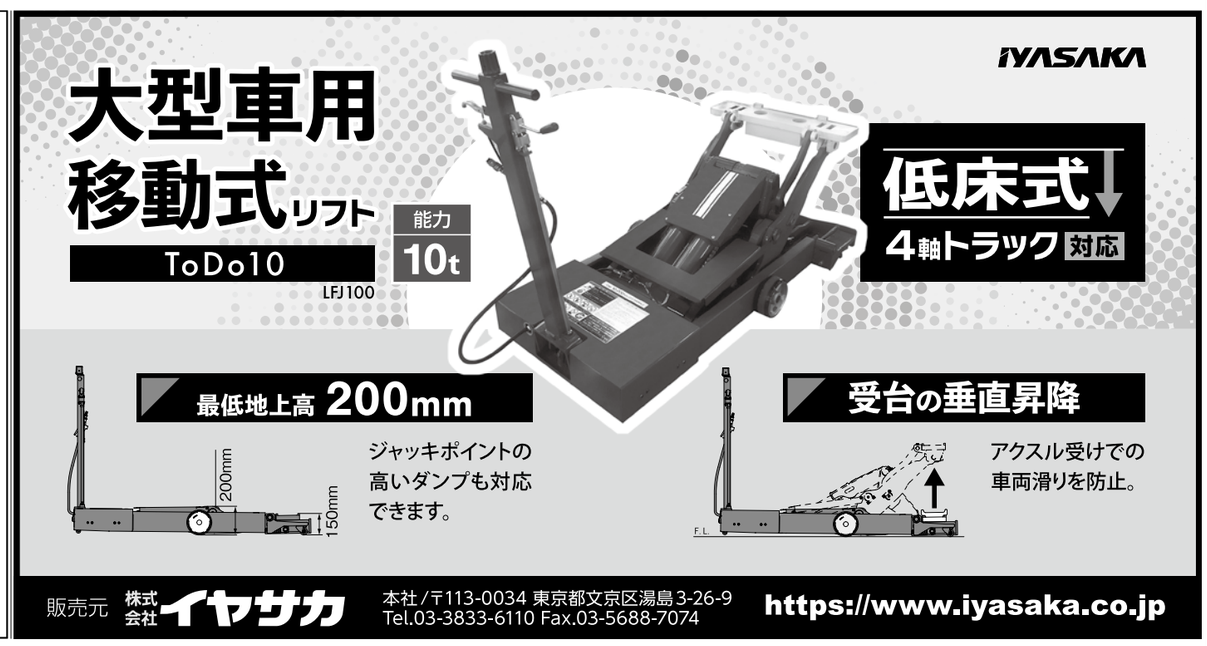

〔第108回〕

怒りの感情を上手くコントロールしよう

あおり運転の厳罰化が盛り込まれた改正道路交通法が施行された昨年6月30日から1年間で、100件のあおり運転容疑による摘発があったなど、厳罰化から1年経過後のあおり運転の実態が報道されました。事故の危険が増すだけでなく、業界全体の信用低下を招くあおり運転は厳禁です。あおり運転の背景には怒りの感情があるといわれており、運転中は怒りの感情を上手くコントロールすることが大切です。

●「あおり運転」の実態

Aさん「Bさん、あおり運転が厳罰化されてから、1年で100件の摘発があったというニュースは知っているよね」
Bさん「うん。僕たちドライバーにも無関係じゃないからね。100件の内訳はどうなっているの」
Aさん「摘発された100件のうち、最も多かったのが『急ブレーキ』で24件、『急な車線変更』が20件、『幅寄せ・蛇行など』が16件と続いている。また、より罰則の重い『著しい交通の危険』は29件だったんだ。あと、人身事故は23件となっている」

●あおり運転の罰則

Bさん「なるほど。確かあおり運転の罰則は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金だよね。そして違反点数は25点で反則金が適用されないから、欠格期間2年の免許取消しになる。また、著しい交通の危険が生じた場合は、5年以下の懲役または100万円以下の罰金、違反点数35点、欠格期間3年の免許取消し。仕事、プライベートに限らず、車を使う人には死活問題になることは少し考えると分かりそうだけど、やっぱりイラっとした時の怒りの感情がそのまま運転に現れてしまう人も多いのかな」

●運転中にイラっとした時の解消法

Aさん「そうだね。僕たちが運転しているトラックがあおられることはあまりないけど、僕たちが怒りに支配されて他車をあおってしまうと大惨事になりかねない。一般のドライバー以上に、怒りの感情をうまくコントロールすることが大切だね。Bさんは、急な割り込みとかでイラっとした時、どうやって気持ちを静めているの」
Bさん「イラっとしたままハンドルを握っていると、事故の危険は増すから、気にしないようにしているんだけど、先日同乗者から、割り込まれた時などに『大丈夫』『問題なし』『お先にどうぞ』といった独り言を言っていると言われたよ。それまで意識していなかったけど、確かに一瞬、腹が立っても『大丈夫』とか、そんな言葉を言っていると『まぁ、いいか』と思えてくるんだよね」
Aさん「実は、先日受講した講習のテーマが“怒りの感情をどう上手くコントロールするか”だったんだ。怒りを静める方法の一つとして、Bさんが言っていた方法も紹介されていたよ」
Bさん「そうなんだ。ほかにはどんな方法があるの」
Aさん「ほかには、子どもなどの大事な人の写真を貼っておき、イラっとした時にそれを見る、それと深呼吸が紹介されていたよ。あと、怒りの感情は長くても6秒ぐらいだから『1秒、2秒……6秒』とカウントするのも有効という話だったよ。ただし、イラっとした時に大事な人の写真を見るのは、脇見運転にならないようにしないとね」
Bさん「なるほど。運転での6秒は決して短くないけど、思っている以上に怒りは早く収まるんだね。今はドライブレコーダー装着車も増えているから、覚えがないでは済まされないもんね」
Aさん「そうなんだ。今回の摘発の100件のうち、9割以上がドライブレコーダーの映像が決め手となったんだ。僕たちプロドライバーにとって、あおり運転はあってはならないことだよ。そのことをしっかり理解して、運転してもらいたいよ。そのためにも、イラっとした時の対処法をしっかり学んでおいてほしいね」
Bさん「そうだね。怒りの感情を上手くコントロールして、他人にやさしいマナーのよい運転をしていこう」

あおり運転の罰則

交通の危険のおそれ	著しい交通の危険
3年以下の懲役または50万円以下の罰金	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
違反点数　25点	違反点数　35点
免許取消（欠格期間2年） ＊前歴およびその他の累積点数がない場合	免許取消（欠格期間3年） ＊前歴およびその他の累積点数がない場合

ニュース・ターミナル（トラック協会ニュース）

全ト協

トラック運送業界からの要望事項を説明

自民党「物流調査会」に出席

全日本トラック協会は、8月26日に開催された自由民主党「物流調査会」（会長・今村雅弘衆議院議員）に出席し、トラック運送業界に関する要望を行った。

物流調査会には桝野龍二理事長が出席。高速道路ネットワークの整備・充実や休憩・休息施設、中継物流拠点の整備・拡充など「物流基盤の整備」や、大口・多頻度割引の実質50％割引への拡充や首都高速、阪神高速、名古屋高速における車種間比率激変緩和措置の延長など「高速道路料金等の引下げ」、また「働き方改革実現のための支援」、「カーボンニュートラル実現に向けた認識と課題」、「物流DX（デジタルトランスフォーメーション）や物流業務の自動化・機械化に対する支援」など、トラック運送業界に関する要望事項を説明した。

自民党「物流調査会」（8月26日、自民党本部）

「第26回全国トラック運送事業者大会」（名古屋）

新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止に

全日本トラック協会は、10月14日㈭に愛知県名古屋市の名古屋東急ホテルで開催予定だった「第26回全国トラック運送事業者大会」について、中部トラック協会（寺岡洋一会長）との慎重な審議の結果、開催を中止することを決めた。

新型コロナウイルス感染症については、8月以降、全国的に感染爆発ともいえる状況になり、8月27日には、開催県の愛知県も新型コロナウイルス特別措置法に基づく「緊急事態宣言」対象地域となった。

こうした状況を踏まえ、事業者大会の開催中止という結果に至った。

就職氷河期世代の採用促進に向けリーフレットを作成

運転免許取得支援プログラムの活用を呼びかけ

全日本トラック協会では、現在実施している厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」に関して、トラック運送事業者向けに同事業を紹介するリーフレット（写真）を作成した。

同事業では、就職氷河期世代（35歳～54歳）の求職者に対し、大型・中型・準中型のいずれかの運転免許取得、およびトラック運送事業に関する知識習得のための講習等を無料で提供。全ト協では、運転免許取得支援プログラムを修了したトラックドライバー志望者と、求人のある事業者とのマッチングにより、正社員としての採用を支援している（令和4年度まで実施）。

同リーフレットでは、同プログラム特設ページへの求人情報の登録方法などを解説。会員事業者に対して、同事業を活用した知識習得コース事業者向けに同事業を紹介するリーフレット（写真）を作成した。

同事業では、就職氷河期世代（35歳～54歳）の求職者に対し、大型・中型・準中型のいずれかの運転免許取得、およびトラック運送事業に関する知識習得のための講習等を無料で提供。全ト協では、運転免許取得支援プログラムを修了したトラックドライバー志望者と、求人のある事業者とのマッチングにより、正社員としての採用を支援している（令和4年度まで実施）。

同リーフレットでは、同プログラム特設ページへの求人情報の登録方法などを解説。会員事業者に対して、同事業を活用した

委員長に田中亨副会長が就任

第71回「広報委員会」

8月30日、第71回「広報委員会」（田中亨委員長）が、名古屋マリオットアソシアホテルにて開催された。

会議冒頭に行われた正副委員長の選任では、委員長に田中亨委員（全日本トラック協会副会長・滋賀県トラック協会長）を選任した。その後、副委員長に小林和男委員（全ト協副会長・新潟県トラック協会長）、佐次田朗委員（沖縄県トラック協会長）を選任した。

議事では、令和3年度広報事業の展開や「トラックの日」全国統一広報事業について協議、承認した。また、3年度「トラックの日」ポスターを選定（関連8面）したほか、飲酒運転の根絶に係る啓発ポスターを『広報とらっく』に同封し、会員事業者へ啓発を行うとともに、各労働組合および都道府県トラック協会ならびに全国のトラックステーションに送付すること等について承認した。

第71回「広報委員会」（8月30日、名古屋マリオットアソシアホテル）

TS（トラックステーション）情報

新型コロナウイルス感染症対策等に伴い食堂施設等の運営時間を短縮

新型コロナウイルス感染症対策等に伴い、食堂施設等の運営時間を短縮している。

各TSの運営時間の詳細については、全ト協ホームページを参照のこと。

全ト協行事予定（9月15日～30日）

▽9月21日
・第17回経営改善・情報化委員会
▽9月24日
・女性部会全国研修会
▽9月27日
・第55回適正化事業委員会

10月9日に「TRUCK FES」を開催

福岡県ト協公式チャンネルで生配信

福岡県トラック協会（眞鍋博俊会長）は、「トラックの日」である10月9日の18時から21時まで、YouTubeの同協会オフィシャルチャンネルで、生配信イベント「TRUCK FES」を開催する。内容は、全国のトラック運送業界の紹介動画の放映やアーティストによる応援ライブなどで、全日本トラック協会の坂本克己会長、国土交通省自動車局の秡川直也局長の応援メッセージなども予定されている。

・YouTube 福岡県トラック協会公式チャンネル

問い合わせ：福岡県トラック協会総務部総務課
（TEL：092-451-7841）

法令○×クイズ ～輸送安全規則編～

❶ 運行記録計の装着義務があるのは、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車である。（○・×）

❷ 営業所に備えられているアルコール検知器が故障して使用できない場合は、点呼執行者の目視による酒気帯びの有無の確認を受ければ乗務することができる。（○・×）

❸ 運行上やむを得ない事情により対面点呼ができない場合は、電子メールによる点呼でもよい。（○・×）

❹ 乗務を終了して他の運転者と交替するときは、自動車、道路、運行の状況について通告する。（○・×）

❺ 事故が発生した場合は、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所で1年間保存しなければならない。（○・×）

（解答は7面）

「標準的な運賃計算シミュレータ」提供を開始

WEB版とアプリ版の2種類

全日本トラック協会はこのほど、日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）の協力により、「標準的な運賃計算シミュレータ」の提供を開始した。

同シミュレータでは、パソコンでの利用を想定したWEB版（二次元コード）と、スマートフォンで利用可能なアプリ版（Google版、Apple版）の2種類を用意している（ともに会員専用）。

「距離制運賃」については、地域、車種、距離を入力すると、自動的に標準的な運賃の計算が可能。

また、「時間制運賃」の場合は、地域、車種、距離に加えて時間を入力することで、自動的に時間制区分（8時間制または4時間制）を判別した上で、基礎額と時間加算額、距離加算額、合計額が計算される（写真）。

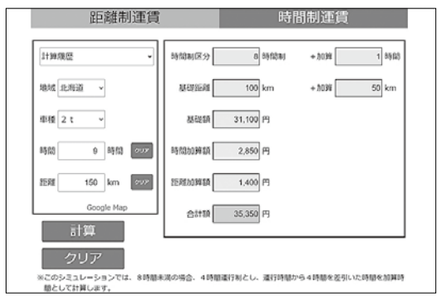

「標準的な運賃計算シミュレータ」WEB版

ニュース・ターミナル（官公庁ニュース等）

厚労省　職務分析・職務評価を活用したコンサルティング希望企業を募集

同一労働同一賃金に対応

厚生労働省では現在、職務分析・職務評価を活用したコンサルティングサービスを希望する企業を募集している。

令和3年4月からパートタイム・有期雇用労働法が全面施行となったことに伴い、厚労省では、均等・均衡待遇の確保（同一労働同一賃金）への対応に向け、基本給に関する職務分析・職務評価を活用したコンサルティングサービス（利用料無料）を提供。

同サービスでは、職務分析・職務評価の専門知識をもった職務評価コンサルタントが全国の企業に訪問し、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の基本給に関する均等・均衡待遇の状況を確認することができる。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から、原則WEB会議形式によるオンラインでの実施を予定している。

申し込み等の詳細は、「職務分析・職務評価コンサルタント育成事業特設サイト」に掲載。「企業担当者向け」ページ内「支援サービスの紹介」から、ユーザー登録の上、申し込むことができる。

国交省　自然災害対応の視点を評価に取り込み

「運輸安全マネジメント制度」一部改正

国土交通省は8月31日付で、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の一部改正について通達を発出した。

今回の改正では、令和2年7月に公表された「運輸防災マネジメント指針」を踏まえ、自然災害対応の視点を評価に取り組む措置および認定セミナーに「防災マネジメントセミナー」を位置付ける。また、地方運輸局が地元の運輸事業者と「顔の見える関係」を築く観点から、本省と地方運輸局の評価対象事業者の担当区分を表の通り見直した。さらに、運輸マネジメント評価の安全管理規程の義務づけ外事業者への地方運輸局評価の対象に、災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の事業者を追加した。

表 本省と地方局の評価対象事業者の担当区分の新旧

	新	旧
本　省	トラック：500両以上	同：300両以上
地方局	同：200～500両未満	同：200～300両未満

「社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業」3次公募を開始

LEVO

（一財）環境優良車普及機構（LEVO）では現在、令和3年度「社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先端技術導入促進事業」補助申請を受け付けている。

補助対象となる事業は、「自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業」、「過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業」。公募期間は9月30日㈭17時まで。

詳細は、LEVOホームページを参照のこと。

積込先、配送先で困りごと、ありませんか。

情報ください

意見・事例として投稿していただきたい項目です。

❶ つねに出荷準備が遅れて**荷待ち時間が長い**
❷ いつも配送先で**荷待ち時間が長い**
❸ スピード違反しないと間に合わない**無理な到着時間を指定された**
❹ 交通事故渋滞や悪天候など、**やむを得ない遅延なのにペナルティを課された**
❺ 過積載になるのに積込時に**貨物量を増やされた**
❻ 手作業での積込など、契約にはない**積込作業を強要された**
❼ 契約にはない**ラベル貼り・検品などを強要された**
❽ 約束と違い荷主が**高速道路料金を負担しなかった**
❾ 予め小さなキズ程度であれば**貨物を引き取るとの取り決めがあるにもかかわらず買い取らされた**
❿ 運転が危険な**悪天候の中での配送を強要された**
⓫ 配送先で**コロナウイルス感染の差別的扱いをされた**

お送りいただいた内容について、投稿者様や所属企業・団体、荷主様に問い合わせすることは絶対にありませんので、ご安心ください。

荷主等に対する困りごとの情報は

荷主名（○○株式会社など）、**具体的な場所**（○○市○○物流センターなど）、**具体的内容**（○月○日、急な荷物量の増加により過積載を強要されたなど）を右記投稿サイトにお寄せください。

二次元コードを読み取って下さい。
国土交通省の投稿サイトにリンクしています。

国土交通省　公益社団法人 全日本トラック協会

ニュース・ターミナル（官公庁ニュース等）

国交省

一般会計約7兆円を要求
令和4年度予算概算要求概要

国土交通省は8月26日、令和4年度予算概算要求概要を公表した。

同概算要求では、「国民の安全・安心の確保」、「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」の3点に重点を置き、取り組むとしている。

予算概算要求額は、一般会計6兆9349億円（うち「新たな成長推進枠」1兆5989億円）、東日本大震災復興特別会計3800億円、財政投融資1兆7634億円。

トラック運送業界関連の要求内容としては、「災害時における人流・物流の確保」（5771億円）、「通学路の合同点検等を踏まえた交通安全対策の推進」（2265億円）、「効率的な物流ネットワークの強化」（4369億円）、「デジタルトランスフォーメーションの推進」（70億円）、「建設業、運輸業、海運・造船業、宿泊・観光業における人材確保・育成」（38億円）など。

「中継輸送の取組事例」を運送事業者等から募集
トラックドライバーの働き方改革実現に向けて

国土交通省では現在、中継輸送の取り組み事例を募集している。

平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」では、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、自動車運転業務についても令和6年4月1日から年960時間の上限規制が適用される。上限規制を遵守しながら現在と同水準の物流を確保するためには、生産性向上や長時間労働の改善などといった働き方改革に向けた取り組みを速やかに実施する必要がある。

国交省では、働き方改革に繋がる中継輸送の取り組み事例を広く募集し、事例集として周知することにより、中継輸送のさらなる普及促進を図りたいとしている。

募集対象者は、中継輸送を実施している運送事業者など。募集期間は4年2月末まで。応募に関する詳細は、国交省ホームページを参照のこと。

対象時期見直し、自家用車の管理厳格化など実施
繁忙期有償運送通達を一部改正

国土交通省は8月26日、通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」を一部改正し、9月1日から適用した。

同通達は、輸送需要が極端に増大し、事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難となる年末、夏期等の繁忙期に限り、許可を得たトラック運送事業者が運行・労務管理などの安全指導を行うことを前提に、自家用車の活用を例外的に許可するもの。今改正は、インターネット通販事業等による宅配貨物量の変化を踏まえ、対象時期を見直すとともに、申請手続きの合理化、使用される自家用車の管理の厳格化を図るために実施された。

なお、改正の概要は表の通り。

表　改正概要

①輸送需要の実態を踏まえ、繁忙期の期間設定を見直し（春期繁忙期の追加等）
②許可申請主体は、運送需要者からの申請（代理申請）のみ
③申請は年初1回で足り、その年の運送実績を翌年2月末までに報告書として提出
④有償運送使用可能台数は保有車両数の範囲内に限る
⑤自家用車1台当たり年間90日を上限として使用可
⑥悪質な違反行為または社会的影響のある事故を引き起こした場合等は、翌年の許可を受けられない

AI・IoT等新技術の導入を支援
「サプライチェーン全体の輸送効率化推進事業」

国土交通省では現在、令和3年度「新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業（資源エネルギー庁連携事業）」2次公募を行っている。

同事業は、発荷主・輸送事業者・着荷主等が連携計画を策定し、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）等の新技術の導入により、サプライチェーン全体の効率化を図る取り組みを支援するもの。同計画に位置付けられた、「発荷主・輸送事業者・着荷主等の連携に必要な共通システムに要する経費」、「共通システムと関連する輸送効率化機器の導入に要する経費」の2分の1を補助する。

申請期間は10月6日㈬まで。申請に関する詳細は、パシフィックコンサルタンツ㈱ホームページを参照のこと。

申請受付期間を10月15日まで延長
働きやすい職場認証制度

（一財）日本海事協会は9月9日、2021年度働きやすい職場認証制度「一つ星」の申請受付期間を、10月15日㈮まで延長すると発表した。

同認証の申請受付期間は、当初は9月21日までだったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況等を考慮し、申請受付期間を延長することとした。

申請締め切りは、電子申請（全て電子・一部電子）の場合は10月15日17時まで、紙申請（郵送）の場合は同日必着となる。

詳細は、同認証制度ホームページを参照のこと。

国交省

「中継輸送の実施状況に関するアンケート調査」Webアンケートへのご協力をお願いします

国土交通省では、長距離輸送を担うトラックドライバーの長時間労働を抑制し、人員不足を解決する「中継輸送」の更なる普及を図ることとしております。

そこで、中継輸送の実施状況や、実施に向けた課題・障壁を明らかにするため、トラック協会の会員企業を対象に、アンケート調査を実施します。

アンケートは、事業委託先である、株式会社富士通総研のホームページにて、ご回答ください。

以下のURLまたは右のQRコードからアクセスいただき、ご回答ください。

https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/resources/events/other/chukei-research.html

回答受付期間：9月1日（水）～10月15日（金）17時まで

●設問は3問で簡単に回答いただけます（所要1分程度）。

◇問い合わせ先：
中継輸送調査事務局　株式会社富士通総研
担当：沖原・亀廼井（かめのい）・田村
メール：fri-chukei-survey@dl.jp.fujitsu.com

労務 Q&A

第233回

賃金直接払いの例外、使者と代理人の違いは

Q 労働基準法第24条で定められている賃金の「直接払いの原則」について、基本的な考え方をお聞きします。直接払いの例外として、相手が労働者本人の「使者」であれば支払ってもよいとされていますが、なぜ「代理人」ではだめなのでしょうか。両者の違いがよく分かりません。弊社では、アルバイトに賃金を現金で手渡しており、もしかしてそのようなケースも出てくるのではないかと思い、お尋ねする次第です

A **本人への支払いと同一の効果かどうかで判断**

【解説】まず、最初におさらいですが、労基法第24条では、賃金は、原則として①通貨で（通貨払い）、②直接労働者に（直接払い）、③その全額を（全額払い）、④毎月1回以上（毎月払い）、⑤一定期日を定めて（一定期日払い）――支払わなければならないとされています。これが、よくいわれる「賃金支払いの5原則」です。

ご質問では、②の直接払いの原則が問題となっていますが、もともと同原則は、かつて横行していた親方や職業仲介人の代理受領による中間搾取や、親権者が年少者の賃金を奪う等の旧来の弊害を除去するため、同法第59条（親権者の代理受領の禁止）とともに、民法の委任、代理等の規定の特例を設けたものです。この点、厚生労働省の行政解釈は「労働者の親権者その他の法定代理人に支払うこと、労働者の委任を受けた任意代理人に支払うことは、いずれも本条違反となり、労働者が第三者に賃金受領権限を与えようとする委任、代理等の法律行為は無効である」と明確に述べています（昭和63年3月、基発第150号）。

しかし、一方で「ただし、使者に対して賃金を支払うことは差し支えない」（同）としています。それでは、この「使者」とはどのような者をいい、支払いが禁じられている「代理人」等とどう違うのでしょうか。その違いを実際上、区別することは困難な場合が多いと思われますが、通常、使者は本人の決定した意思を単にそのまま相手方に表示するだけであるのに対し、代理人は法定代理人あるいは任意代理人として、代理権の範囲で自ら意思を決定し表示することができるとされています。したがって、本人の意思や要望がそのまま伝えられ、実行されるかどうかということがポイントになります。そして、その結果、賃金を労働者本人に支払うのと同一の効果を生じることが必要です。具体的には、労働者本人が病気やけがで欠勤しているときに、生計を一にしている同居の家族、つまり妻や子等が代わりに賃金を受け取りに来たような場合が想定されます。もちろん、それが労働者本人の意思・要望であることや、取りに来た妻子等が本人であるかどうかの確認は、電話連絡等何らかの手段で行う必要があるでしょう。

なお、仮に間違って労働者の代理人に賃金を支払った場合には、労基法第24条違反の刑事責任は負わなければいけないものの、代理人が賃金を本人に渡せば賃金支払いの民事的効果はその範囲で有効とされますが、渡さない場合は、本人から請求があれば使用者はそれに応じ、二重払いをしなければなりません。

トラック運送事業者のための

経営のヒント

物流ジャーナリスト　森田 富士夫

第285回

中小事業者のブランディング化

最近は「ブランディング化」という言葉を聞く。実際にブランディング化に取り組んでいる事業者もいる。

都内のある事業者（保有車両数約10台）は、4年後の竣工で、本社を多目的な物流施設に建て替える計画を進めている。新施設では、地元固有のライフスタイルに応えるような機能も備える予定だ。同社の所在地は都内の湾岸エリアなので、近隣には高層マンションの住人や単身者も多い。そこで、「新しい施設ではランナーズステーションやコインランドリーなどの設置も計画している」という。ランニングする人たちが多いので憩いの場を提供したり、洗濯ものをベランダに干したくないというニーズなどもあるからだ。

また「車両の出入りが比較的少ない土日や祝祭日には駐車スペースの一部をマルシェ（市場）として開放し、コミュニティーの場を提供」する構想もある。このような取り組みを通して地元において知名度を高め、地域の人たちの生活に密着した新サービスへの進出を図る考えだ。

ある地方の中小事業者（保有車両数30台）は最近、他社との差別化を図る必要性を強く感じている。そこで同社では「○○の△△運送」というブランディング化を考えている。「○○のところで今後の企業の方向性やコンセプトを表して、分かりやすく親しみやすい企業イメージにする」という。同時に、他社との差別化を図るのである。同社は、例えば地元企業の商品のインターネット販売サポートなど、これまでも地場産業と強い関係を築いてきた。このような地域密着をより一層強めるため、ブランディング化を図る考えだ。

大都市近郊のある事業者（保有車両数110台）は3年前の3月に保育園を開設し、さらに今年3月には第2保育園をオープンした。50年以上にわたって運送事業を行ってきたが、「これからは生活や働き方も変わってくる。物流をベースに、地域住民の生活に密着した新サービスを創造し経営のもう1つの柱にしたい」と考えている。例えば古い団地にはエレベーターがなく、高齢化した住民からは「ゴミ出し代行」の要望がある。そこからさらに「買い物代行」などにもサービスを拡大できる可能性がある。だが、中小事業者の知名度は低い。「地域住民の生活に密着した物流サービスに参入するにはブランディングから入る必要がある」。その1つが保育園事業だ。第1保育園は4年目に入り、「SNSや口コミで、子育て中のお母さん方に徐々に知られるようになってきた」。そこで7月には、保育園で園児を対象に初めてイベントを開催。コロナが終息しても、交通安全教室の開催なども考えているという。

全日本トラック協会
令和3年度 血圧計導入促進助成事業
対象血圧計型番 ： オムロン　HBP-9030

安全運転や生活習慣改善に、高血圧予防には日々測定が重要です

点呼時の“健康チェック”に

ポイント1
測定記録を「自動プリント」できるから記録を取る手間がはぶけます

ポイント2
「音声ガイド」で初めての方でも分かりやすい！

腕を奥までしっかり入れてください

ポイント3
オムロンのプロユースだから、腕の太い方にも対応！

【お求めやすい新価格】
販売価格 ￥99,880円（税込）

健太郎®
商品型式：HBP-9030
医療機器認証番号：231ABBZX00007000
医療機器分類：管理医療機器 特定保守管理医療機器

健康起因による事故予防対策の一環にご活用を

製品についてのお問い合わせは日貨協連まで　TEL.03-3355-2031
ご注文は日貨協連のホームページまたはファクスからお申し込みください。
https://www.nikka-net.or.jp　FAX.03-3355-2037

日本貨物運送協同組合連合会
オムロン ヘルスケア株式会社 OMRON

9月1日は「防災の日」

トラック運送事業者における防災特集

あなたの事業所の「防災力」を高めましょう！②

事業者に求められる緊急時のリスク対策　BCPを策定して事業継続・早期復旧へ

わが国では近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、毎年のように自然災害に伴う深刻な被害に見舞われています。

「生活（くらし）と経済のライフライン」であるトラック運送事業者には、自然災害発生時においても、わが国の物流を維持するという重要な役割が期待されています。自然災害発生時においても事業を継続していくためには、各運送事業者の自然災害への対応力向上が求められています。

そこで本特集では、それぞれの事業所の「防災力」を高め、事業継続に繋げていくためのポイントについて紹介していきます。

今回は、今年8月に全日本トラック協会が取りまとめ、『広報とらっく』9月1日号に同封した『中小トラック運送事業者のためのリスク対策ガイドブック～BCP作成の手引き～知識編2021』（二次元コード）をもとに、運送事業者におけるリスク対策やBCP策定のポイントについて紹介します。

リスク対策ガイドブック

1 BCPとは？

災害時の事業継続・早期復旧に向けて対策などを事前に取り決めて策定

自然災害などの緊急事態は突然発生する。従業員とその家族の安全確保、設備・機器の早期復旧、代替手段の準備など、緊急・非常時に対して迅速に対応し、取引先や社会からの信頼を高め、事業継続ができるような有効な手を打つことが重要視されている。緊急事態における様々なリスクに対処できなければ、取引が継続できず、事業が縮小するなどの危険も想定される。

災害などのいかなる緊急事態が発生した場合でも、運送サービスを止めない、もし止まってしまったとしてもできるだけ短時間で復旧させるための準備が、トラック運送事業者のBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）策定である。

BCPとは、経営資源の損害を最小限に留め、重要な事業の継続と早期の復旧を可能とするために、平時から行うべき対策や緊急時における対策、代替手段などを事前に取り決めたものである。

2 運送サービスを継続させるための事前の準備

「3つの重要業務」を守り抜くためにリスクの洗い出しと対策の検討を

運送サービスは、在庫のきかないサービス財である。トラック運送事業者にとって運送サービスを止めるということは、すなわち運送収入の途絶、従業員への賃金の支払いをはじめとした資金繰り難に直結する。また、運送サービスを停止している間に、競合他社に取引先を奪われてしまうことも想像に難くない。

ここでは、トラック運送事業者が運送サービスを継続させる（運送サービスを止めない）ためにどんなことをすればいいのか、概観していく。

作業の流れは、図1の通りである。

図1　作業の流れ

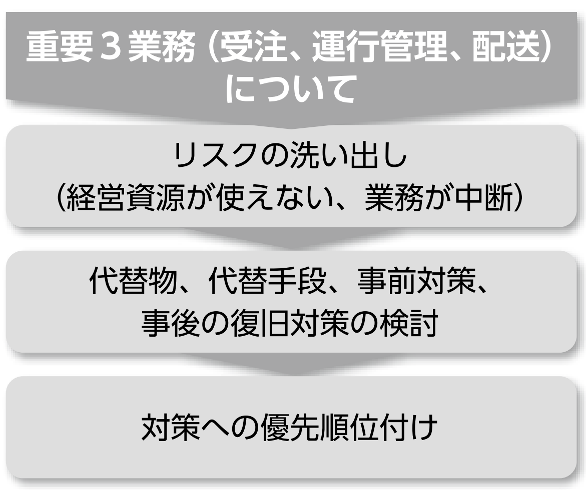

①重要業務を軸として想像を巡らせる

運送サービスの場合、その重要業務は、①受注、②運行管理、③配送――の3分野（図2）に絞り込むことができる。経理、総務なども会社運営には欠かすことのできない業務ではあるが、「緊急事態が起こったときに優先的に復旧させる」のは、前述したコアとなる「3つの重要業務」（以下「3業務」）となる。

ここでは中小トラック運送事業者を想定し、3業務を軸として、リスクの洗い出しと、業務が中断した場合の影響の想定を行っていく。

図2　トラック運送事業者の3つの重要業務

受　注	運行管理	配　送
受注、配送指示情報、顧客管理	配送計画、運行管理 燃料調達、点呼・点検	積み卸し、運転

②リスクの洗い出し

「これがなければ輸送できない」、「こうなったら運送サービスを継続できない」というボトルネックやリスクを、3業務ごとに洗い出す。

(1)経営資源が使えないリスク

重要業務の遂行に必要な経営資源を洗い出す。車両、燃料（業務用の軽油、通勤用のガソリン）、通信手段、電源などは、トラック運送事業であれば当然必要とされる経営資源である。一方、人（経験や資格などが必要となる人材）やデータ、設備機械などのように、各業務分野によって内容の異なる経営資源もある。

(2)重要業務を中断させるリスク

災害等の発生により3業務が中断するリスクにはどのようなものがあるのかを想定、列挙する。例えば、「車両が水没して動かない可能性」、「いつも利用している給油施設が被災して燃料調達できない可能性」、「道路が寸断・封鎖されて通常の配送ルートを使うことができない可能性」、「パソコンが転倒・損傷して出荷指示データを取り出せない可能性」など、様々な事態が考えられる。

経営資源やリスクの洗い出しでは、「もしそうなったら大変だ」という状況を網羅的に想定することが求められる。社内でこの想定・列挙の作業を行う場合は、各業務分野のスタッフにも協力を求め、分担してリストアップし、その後に全体を整理すると、漏れがなくなる。

③代替物や代替手段、事前対策、復旧対策の検討

経営資源の代替物、代替手段、減災のための事前対策、早期復旧のための事後対策を検討する。

例えば、「車両」という経営資源が損傷した場合の代替としては、「傭車の確保」、「緊急修理に応じてくれるメンテナンス業者の手配」、「他の荷主で使っている車両の一時的な融通」などが考えられる。また「いつも利用している給油施設が被災して燃料調達できない可能性」というリスクに対しては、「普段から調達先を1社に絞り込まず、常時複数社から仕入れる」、「最低3日間程度は運行できるだけの燃料を備蓄する」、「緊急救援物資輸送に備えて災害対応型給油所の場所を確認しておく」――といった対策を挙げることができるだろう。

なお、ガソリンや軽油は危険物であることから、備蓄（貯蔵）についての制限があるため、事前に確認しておきたい。

④対策に優先順位を付ける

限られた時間の中で効果的、効率的に取り組むために、各対策に優先順位を付ける。

3 BCP策定作業のポイント

できることから計画の策定を「訓練・チェック・メンテナンス」を欠かさずに

①優先順位の考え方

BCPの策定作業の過程ではたくさんの対策が列挙されるが、できるだけ効果的に対策を打つためには、これらに優先順位を付ける必要がある。

ここでは、最重要と思われるリスクの例と対策を表（5面）に示す。自社の事業内容を考え合わせ、不足すると思われる項目は追加していく必要がある。追加した項目の優先順位は、当該リスクの影響度の大きさや復旧の緊急度から評価する。

なお、影響度や緊急度は対策の優先順位付けのための参考データであり、必ずしも厳密である必要はない。

②PDCA

BCPを策定しただけで満足してはならない。PDCA（図3）を繰り返すことで、初めて策定した計画は活かされる。

図3　事業継続のためのPDCA

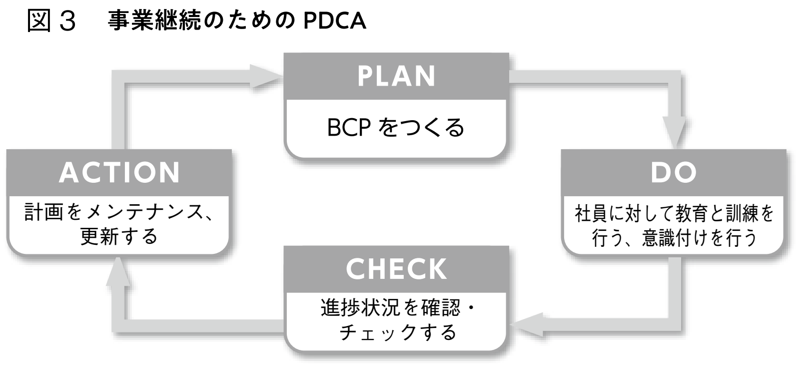

③教育・訓練の実施

BCPの書類があっても、実際に模擬訓練をしたことがなければ、思考や行動が滞ってしまう。また、日頃から「リスクを予見する」という癖がついていないと、全てが「想定外の事態でどうしようもなかった」ということにもなりかねない。

BCPには、「訓練」、「チェック」、「定期的なメンテナンス」が不可欠である。

(1)教育・訓練の実施方法と内容

BCP体制、具体的対策などの理解のための社内講習や防災訓練は、少なくとも年に1回は実施したい。

教育・訓練では、BCPの理解は当然ではあるが、特に①BCP発動時の体制と自分の担当・役割の確認、②初動時の安否確認の方法についての確認、③重要業務の緊急点検訓練――などがポイントとなる。

(2)連絡リストのメンテナンス

社内のBCP担当や従業員の連絡リスト、荷主や荷主の担当者リストは、常に最新にしておく必要がある。

少なくとも、教育・訓練時に合わせて、リストのメンテナンスを行うようにしたい。

トラックと物流ビジネスに関することは、すべてプロフェッショナルパートナーISUZUへ。いすゞ自動車（株）お客様相談センター 0120-119-113 9:00～12:00、13:00～17:00月曜～金曜（除く所定の休日）https://www.isuzu.co.jp シートベルトをしめ、スピードを控えた安全運転を。点検整備をしっかりしましょう。

表　リスクの想定と対策

	リスクの例	重要業務 受注	運行管理	配送	その他	対策案
①経営資源が利用できないリスク	停電	○	○	○	○	懐中電灯の備え付け。
						停電後復旧マニュアルの整備。
						長期間停電に備えて非常用電源（バッテリー）、無停電電源装置、自家発電機の導入。
	通信途絶、利用難（電話、ＦＡＸ、携帯電話、メール）	○	○	○	○	災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用訓練。
						10円、100円硬貨、テレホンカードの常時携帯（公衆電話用）。
						LINE、Facebook、Slack等による社内SNSグループ作成。
						安否確認システムの導入。
						社内連絡業務用の自転車の導入。
						衛星電話の導入。
	事務所、車庫の被害	○	○	○	○	非常口、エレベータ、消火器などの点検。フロアレイアウト、ネットワーク構成図、屋内配線、各種マニュアルの整備。
						トラックの移動先・車庫確保（車庫が水没する可能性がある場合）。
						本社の使用が困難となった場合の代替拠点を決めておく。
						転倒防止、耐震補強。
						修理・補修会社のリストアップ。
						地震保険特約。
	人的被害（営業経験者、運行管理・整備管理等の資格保有者）	○	○		○	業務マニュアルの整備。
						営業経験者（他部署所属を含む）のリストアップ。
						資格者、補助者経験者（他部署所属を含む）等のリストアップ。
						クロストレーニング（複数の業務遂行・代替要員の事前育成）の実施。
						IT点呼、ロボット点呼等の導入。
						資格取得の奨励。
	人的被害（ドライバー、フォーク運転者、荷役作業者）			○		フォーク、荷役機械が使えない場合の人力での可能性検討。
						有資格者、経験者（他部署所属を含む）のリストアップ。
						資格取得の奨励。
	燃料確保難（業務用の軽油）		○	○		燃料備蓄（量）の検討と備蓄に係る規制の確認。
						調達先を1社に絞り込まず常時複数社から仕入れる。
						緊急救援物資輸送に備えて災害対応型給油所の場所を確認しておく。
	燃料確保難（通勤用のガソリン）	○	○	○	○	通勤用ガソリンの備蓄（量）の検討と備蓄に係る規制の確認。
						平時に乗り合い、徒歩、自転車通勤等の予行演習を実施。
	車両の故障、被害					ディーラー、修理業者のリストアップ。
						協力業者と非常時における協定を締結しておく。
						新規の協力業者開拓、WebKIT等の求荷求車システムの活用。
						レンタカーの利用可能性検討（事前届出の手続きの確認）。
						地震保険特約。
	配送取引先、配送指示、経理等のデータ消失やサーバ、システムの障害	○			○	定期的なバックアップ、紙による出力。
						クラウドサービス等の利用。
						マニュアルの整備。
						メンテナンス業者のリストアップ。
						手作業による業務処理シミュレーションの実施。
①経営資源が利用できないリスク	機械設備（フォークリフト、デジタコ、ALC）の故障、被害		○	○		アルコールチェッカーは予備機を確保。
						メンテナンス業者のリストアップ。
						機器の借受先のリストアップ。
						地震保険特約。
	事務機の故障、障害（パソコン、プリンター）	○	○		○	２階以上に設置（洪水）。
						機材メンテナンス業者のリストアップ。
						転倒防止策。
						ウイルス対策ソフトの導入。
						私有パソコン等の利用検討、借受リスト作成（仕様、借受条件等の確認）。
②重要業務が中断するリスク	混乱により当社の営業状況が関係者に伝わっていない	○			○	営業状況がブラックボックス化しないよう、荷主や協力業者などの関係者に安否連絡。情報交換。
						荷主企業連絡リスト、協力業者連絡リストの整備。
						不通時の業務処理方法について、荷主と事前に取り決めを行う。
						連絡中継地（遠方）を決めておく。
	感染防止のため、接触や対面を減らさなければならない	○	○	○	○	マスク、消毒薬、アクリル板、非接触の体温計等の衛生・感染予防グッズの備蓄。
		○	○		○	テレワークの導入。
						ウェブ会議の導入。
			○			クロストレーニング（複数の業務遂行・代替要員の事前育成）の実施。
						IT点呼、ロボット点呼等の導入。
	法定の安全管理や検査ができない		○			運輸支局、トラック協会に相談し猶予措置等の情報を収集。
	気象条件の悪化、道路交通網が寸断			○		「異常気象時の輸送目安」（国土交通省、2020年2月）を荷主と共有、輸送停止のルールを確認しておく。
						迂回路の検討。走行距離の増加に伴うコスト増の試算。
	輸送中の貨物が損傷			○		免責条項の確認。
						貨物保険加入。
	協力会社の車が使えない	○		○		常時、複数の協力業者と取引しておく。
						協力業者と非常時における協定を締結しておく。
						新規の協力業者開拓、WebKIT等の求荷求車システムの活用。
	途中燃料切れで帰庫できないとき		○	○		配送先近辺の緊急給油所を確認しておく。
						ドライバーのみ帰庫の場合（途中で車両を留め置く等）のルールを確認。
	売上がたたず、支払いが滞ったとき				○	手元資金の余裕確保。
						平常時から金融機関や取引先、親会社と資金面でのコミュニケーションを持つ。支払い期限の延長や期限前の現金回収が可能な取引先を選別し、提携する。
						国や県の公的融資（つなぎ融資）等の制度活用を検討。
	荷主が被災して輸送する貨物がなくなった	○			○	特定荷主企業の集中度を下げる（リスク分散）。
						荷主企業の復旧状況を随時確認する。トラック運送事業者の立場から復旧協力の提案を行う。
						雇用調整助成金の活用を検討（事業活動の縮小を余儀なくされた場合）。
						新規荷主の開拓、WebKIT等の求荷求車システムの活用。
	社屋、車両、設備の復旧のため再投資資金が必要				○	国や県、トラック協会等の補助金、公的融資、税制優遇等の制度活用を検討。

④リスクを分散させる

例えば、燃料調達について、仕入先を1か所に集中させれば、取引量が増え有利な価格で調達できるかもしれないが、もし、その仕入先が被災するなどして使用できなくなると、大きな影響を受けてしまう。あるいは、大口荷主は大変ありがたいお客様であるが、その荷主の貨物しか扱っていないため、そうした経営の下でその荷主の出荷が止まってしまった場合、深刻な影響を受けることになる。

日々の経営では、経営資源等の分散は決して効率的でなかったり、必要性を感じなかったりするかもしれないが、これらはリスク回避という視点では「重要な備え」ということができる。

⑤内部留保

事業活動が再開し、売上が入金されるまでは、従業員の賃金をはじめとした運転資金は手持ち資金（現金）で賄うこととなる。確実な事業継続のためにも、普段から内部留保に努めることが重要である。

⑥できることから取り組む

BCPをゼロから勉強しようと思うと、腰が引けてしまうかもしれない。しかし、完璧なBCPを策定していなくても、とりあえず事前に「リスクを想定してみた」経験がある人とそうでない人とでは、いざという時の行動に明らかな差が出る。

最初は、携行カード、持ち出し品リスト（従業員、荷主企業、協力運送会社）、業務用資産チェックシートなどの「BCPの部品」の作成から始めてみてはどうだろうか。

全ト協では、ホームページにBCPのひな型（エクセル、ワードで構成）を掲載している（二次元コード㊤）。このひな型をダウンロードし、自社の実態やデータを記入するだけで、簡単にBCPを作成することができる。

まずは取り組みやすいこと、できることから、事業継続のための準備を進めてみてはいかがだろうか。

BCPのひな型

コラム　中企庁「事業継続力強化計画」認定制度を活用して自然災害に備えましょう

■「事業継続力強化計画」とは?

事業継続力強化計画とは、主に中小企業・小規模企業向けの防災・減災の事前対策計画です。

事業継続力強化計画には、BCP（事業継続計画）策定時にも共通する重要な要素は組み込まれていますから、BCPの一類と考えることもできます。強いて言うならば、中小企業や小規模企業でも取り組みやすいように考えられた「BCPへの入門編」ととらえることができます（図）。初めて事業継続力強化計画に挑戦する中小企業・小規模事業者にとっては、本格的なBCPや、BCM（事業継続マネジメント）を策定する第一歩と考えてもいいかもしれません。

なお、既にBCPを策定済みの企業は、その内容の概要を認定申請書用に記載すれば、事業継続力強化計画が策定（申請～認定）できます。

■計画書に記載する項目

計画に記載する項目の事例は、以下の通りです。

①事業継続力強化に取り組む目的の明確化
②ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定
③発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定
④ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載
⑤計画の推進体制（経営層のコミットメント）
⑥訓練実施、計画の見直し等、取り組みの実効性を確保する取り組み
⑦（連携をして取り組む場合）連携の体制と取り組み、取り組みに向けた関係者の合意

図　事業継続力強化計画の策定は事業継続力の獲得に向けた最初の一歩です

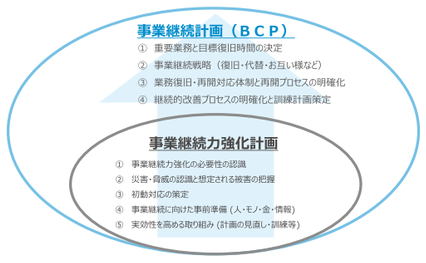

（出典）中企庁／中小企業等強靭化対策事業テキスト「災害時の事業継続を考える」

■認定を受けた企業に対する支援策

経済産業大臣から事業継続力強化計画の認定を受けると（各管轄局長名）、税制優遇や補助金の加点などの支援策を受けることができます（写真）。認定の主なメリットは、以下の通りです。

①低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
②防災・減災設備に対する税制措置（特別償却20%）
③補助金（ものづくり補助金等）の優先採択
④連携企業・地方自治体等からの支援措置
⑤中企庁ホームページ（HP）での認定を受けた企業の公表
⑥ロゴマークの使用（会社案内や名刺で認定のPRが可能）
……など

事業継続力強化計画

■令和3年度「中小企業強靭化対策事業」について

中小企業庁では、事業継続力強化計画の策定を含めた中小企業の防災・減災の取り組みを促進するために、「中小企業強靭化シンポジウム」（10月開催予定）等の普及啓発や、計画策定のための専門家の無料派遣など、様々な事業を実施しています。

「事業継続力強化計画」に関する詳細は、中企庁HP（二次元コード）を参照してください。

安全の方程式
超偏平シングルタイヤ × ハイテス4
HiTES4 Tire Pressure Monitoring System
トラック&バス用タイヤ空気圧モニタリングシステム HiTES4（ハイテスフォー）
https://www.y-yokohama.com/product/truckbustire/hites/
※アプリ画像はイメージです。実際の仕様とは異なる場合が有ります。
横浜ゴム株式会社　〒105-8685 東京都港区新橋5-36-11
0120-667-520 月に一度は空気圧の点検を
YOKOHAMA

東海電子株式会社
無料WEBセミナーご案内
セミナー詳細は携帯からも確認、参加登録が可能！
ご参加お待ちしております！

ASK認定飲酒運転防止インストラクターによる飲酒教育
飲酒教育は、座学と教育グッズで！
9/17（金）13:30~15:00

日々の日常点検が重大事故を防ぐ！
路上の「安全」は下回りから
整備作業不備による起因事故を様々な角度から分析する！
9/21（火）13:30~14:30

ALC-PROII
Alcohol Recording System For Professional

アルコール検知器なら
東海電子にお任せください!!
1社に1台、記録型。

ALC-miniⅣ
Alcohol Recording System for Professional

東海電子株式会社
https://www.tokai-denshi.co.jp
詳細は東海電子HPの新着情報をご確認ください
東海電子　セミナー　検索

▶全ト協助成制度活用事例特集◀

全ト協が3分の1を助成　中小企業大学校講座受講促進助成制度

実践的な演習を通じスキルアップを実現
「荷主に選ばれる」運送事業者へ

全日本トラック協会では今年度も、トラック運送事業者の健全な発展に資する各種助成制度を実施しています。本特集では、全ト協による助成制度を活用した事業者による事例等を紹介していきます。

今回は、トラック運送事業者の経営基盤の一層の向上を図る観点から実施している、「中小企業大学校講座受講促進助成制度」について、中小企業大学校広島校の「トラック運送業の業務改善講座」を一例として、制度の概要やメリットなどを紹介します。

中小企業大学校の研修は、グループワークや演習がふんだんに取り入れられていることが大きな特徴

中小企業大学校とは

全国に9校設置されている「大学校」
経営者・管理者等に対し実践的な研修を提供

全ト協が実施している「中小企業大学校講座受講促進助成制度」は、都道府県トラック協会の会員事業者の経営者・管理者等を対象に、（独）中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営する中小企業大学校において実施される経営戦略等の講座を受講した場合に、全ト協が受講料の3分の1を助成するものである（詳細7面）。

中小企業大学校は、現在全国に9校および2つのキャンパス、WEB校（WEBee Campus）が設置されており、活力ある中小企業を養成するための高度で実践的な研修が行われている（詳細7面）。同広島校（広島県広島市）は、中国地方の5県（広島県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県）と高知県、愛媛県を受講対象としており（他県からの受講も可能）、中小事業者向け講座を年間50本以上実施している。

今回紹介する「トラック運送業の業務改善講座」のカリキュラムは表の通りである。同研修では、トラック運送事業者の経営幹部・管理者等を対象に、トラック運送業が直面する経営環境・課題を踏まえた上で、コスト・収益の見直しやＩＴ活用等による業務改善の進め方について学習する。

なお、研修は4日間（研修時間＝26時間）実施され、前半2日間（8月26日・27日）と後半2日間（9月28日・29日）に分かれている。

今回は、同研修の前半2日間を取材し、研修の特徴などを紹介する。

開催講座の特徴は

グループワークや演習をふんだんに導入
インターバル期間を設け知識定着を図る

今回の研修には、受講対象エリア内などから11人の受講生が参加した。

中小企業大学校の研修に登壇する講師陣には、現場経験や企業支援の実績が豊富で、専門分野に対する知識にも長けた人材をそろえている。今回同会社サプライチェーン・ロジスティクス研究所代表社員の久保田精一氏が講師を務めた。

1日目の講義の冒頭、久保田講師は受講生に対し、「今回の研修では、受講生の皆さんを2チームに分けて、演習を随所に交えながら進めていきたい」と語った。これが、同校の研修における大きな特徴のひとつである。

外部機関での研修の中には、座学による理論中心の講義が中心となっているものも少なくない。

同校では、講師の話を聞くだけの研修ではなく、「わかる・できる・やってみる」をポリシーに、カリキュラムにグループワークや演習などの実践的な内容をふんだんに取り入れている。実体験によって考えさせ、知識を効果的に身に付けていくことで、中小企業経営における課題解決の実現に繋げている。

また、広島校での同講座は前半と後半に分けられており、その間に「インターバル期間」を挟む形となっている。インターバル期間には課題が課され、研修の前半で学んだ知識をもとにして課題に取り組んでもらう。インターバル期間を設け、課題に取り組ませることで、研修で得た知識のさらなる定着を図っている。

久保田 精一 講師

実際の例題をもとに原価計算の仕方を学ぶ

グループワークでは受講生が意見を出し合い、課題に取り組む

受講生が語る効果

講師や他の受講生の意見に刺激を受ける
「気づきの場」として受講生から高い評価

研修の前半2日間を終え、受講生に研修の感想などについて聞いた。

「演習を通じて同業他社の方の意見を聞くことができ、非常に勉強になりました。特に、グループ演習は大いに参考になりました。こうした研修に参加する機会がないと、どうしても自社内の考え方に凝り固まりがちになってしまいます。このような物流に特化した講座自体、まだまだ少ないと思いますので、物流に関する講座をさらに充実させていただけるとうれしいです」（広島県の運送事業者）

「当社では現在、管理者に対する教育を進めており、会社からの勧めで今回参加しました。研修内容は非常に良く、日常業務に通じる部分も大きいです。また、同業他社の方と知り合うことができ、非常に満足です」（島根県の運送事業者）

「地元の山口県トラック協会からの案内で研修を知り、会社にお願いして参加しました。いろいろな方のお話などを聞いているうちに、自分とは違う考え方で自社の問題点を見ることができるようになり、『気づきの場』として有効ではないかと思います。また、久保田講師も興味深いお話をしてくださり、テキストに書かれていること以外の多くの知識を吸収することができました」（山口県の運送事業者）

自社の課題を的確に把握し、業務を効果的に見直し、改善に繋げることで、「荷主に選ばれる運送事業者」へと進化していく。同校での研修は、運送事業者としての将来の飛躍に向けた、大きなヒントになるに違いない。

2日間の最後のグループ演習ではチームごとに改善計画を発表した

表　トラック運送業の業務改善講座（中小企業大学校広島校開催）概要

■研修のねらい

トラック運送業においては、人手不足が深刻化する中、車両運行と荷役等の人によるサービス供与のウエイトが高く、膨大な取引情報への関与も必要という業界特性もあって、物流コストマネジメントの必要性がますます高まっています。特に、運行管理や荷主向け輸送サービス等の効率化やコスト問題への対応は喫緊の課題となっています。

この研修では、トラック運送業が直面する以上のような経営環境・課題を踏まえた上で、コスト・収益の見直しやIT活用等による業務改善の進め方について学習するとともに、その成果を自社の業務プロセス等の改善の中に取り込んだ計画を策定するなど、実践的に学びます。

■研修のポイント

・荷主コスト削減や運送の収益性向上の両立といった業務改革の目標設定の考え方と進め方を理解します。
・業務改革の各種手法と顧客価値創造業への変革と進め方を学びます。
・自社の業務改善課題の抽出と業務改善アクションプランを策定します。

■カリキュラム

（中小企業大学校広島校「トラック運送業の業務改善講座」、研修時間:26時間、受講料:36,000円※）

月日	時間	科目	内容
8月26日(木) 研修時間＝7時間	9:00～9:10	開講式・オリエンテーション	
	9:10～12:00	トラック運送業における事業・業務改革の考え方	○トラック運送業の現状と課題 ○請負運送業から顧客価値創造業への変革 ○荷主コスト削減と運送収益向上の両立 ○トラック運送業の原価計算 ・時間重視型の原価計算への変革 ・顧客別・運行別の収益分析
	13:00～17:10		
	17:30～19:00	受講者交流会（今回は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）	
8月27日(金) 研修時間＝6時間	9:00～12:00	トラック運送業における事業・業務改革の進め方（演習）	○事業・業務改革の目標設定の仕方とKPI（重要業績評価指標）の活用法 ○事例研究（荷主との連携による改善事例、KPIによる業務改革事例、IT活用による情報共有化） ○自社の事業・業務改革の計画立案
	13:00～16:00		
インターバル期間＝研修の前半で学んだ知識を基に自社の輸送サービスの棚卸を行い、業務改善計画を検討			
9月28日(火) 研修時間＝7時間	9:00～12:30	生産性向上のための業務改善計画策定（演習）	○インターバル期間中に作成した自社の事業・業務改善計画を共有し、受講者で相互にアドバイスを行い、ブラッシュアップに取り組む ・インターバル課題の振り返り ・受講者間での相互アドバイス ・自社の事業・業務改善計画のブラッシュアップ
	13:30～17:00		
9月29日(水) 研修時間＝6時間	9:00～12:30	事業・業務改善を定着させる仕組みづくり	○社内の改革意識醸成と体制づくり ○改革を推進するためのPDCAサイクル ○荷主と連携した改革の推進 ・荷主と連携することで改革効果を向上 ・KPIによる業務改革事例 ・ITを活用した業務改革事例
	13:30～16:00		
	16:00～16:10	終講式	修了証書の交付

※全ト協による助成（受講料の3分の1を助成）を受けた場合、12,000円が助成される

トラック・バス・タクシードライバーのための
「働きやすい職場認証制度※」

＜認証マーク＞

※正式名称
運転者職場環境良好度認証制度

「働きやすい職場認証制度」は、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取り組みの一環として、国土交通省により創設されました。職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」することで求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促します。
また、事業者に更なる改善の取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保が期待できます。

2021年度のお申し込みを
10月15日まで延長しています

一般財団法人 日本海事協会
事業開発本部　交通物流部
〒102-8567　東京都千代田区紀尾井町４番７号
Tel　：　03-5226-2412
E-mail：　ltd@classnk.or.jp
URL　：　https://www.untenshashokuba.jp/

ClassNK

ほんのヒトコマ　[第93回]　前川しんすけ

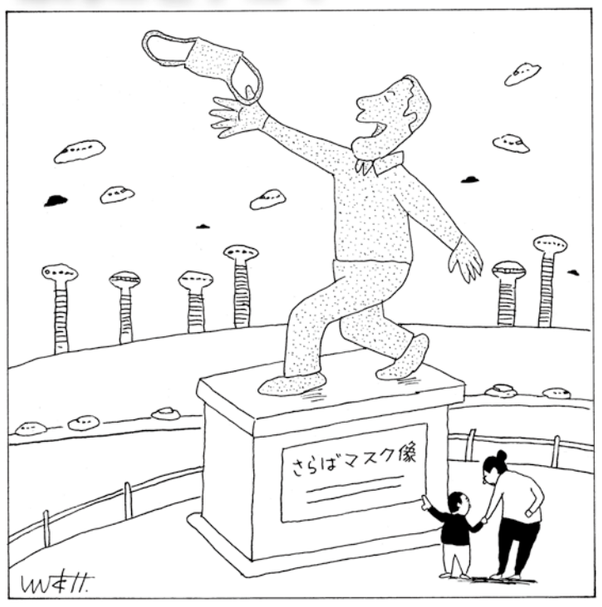

昔々、それはそれは恐ろしいコロナという病気が流行ってのォ……

法令○×クイズ　～輸送安全規則編～

【解答】 2面に問題

❶×（輸送安全規則第9条第1号）運行記録計の装着義務があるのは、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の事業用自動車である。
❷×（輸送安全規則第7条第4項）酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならず、故障を理由にアルコール検知器による確認を省略することはできない。
❸×（「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第7条 点呼等）運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で点呼をおこなうことができるが、その場合は運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。
❹○（輸送安全規則第17条第4号）乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告する。
❺×（輸送安全規則第9条の2）事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。

企業課題の解決に向けた様々な研修を提供
学びに集中できる環境が整った「中小企業大学校」

教室などのある研修棟㊧と、宿泊室や食堂などが入る宿泊棟㊨からなる中小企業大学校広島校

広島校には70室の宿泊室が整備されている

受講者交流会の会場としても使用される食堂

中小企業大学校は、中小企業と企業支援者の人材育成を目的に、全国に9校（旭川校、仙台校、三条校、東京校、瀬戸校、関西校、広島校、直方校、人吉校）設置されている。
また、中小企業大学校から離れた地域の人が気軽に受講できるようにするため、都心部キャンパス（金沢・四国）が設けられているほか、WEB校（WEBee Campus）も設置されている。

中小企業大学校では、「経営者層」「経営幹部層」「管理者層」「新任管理者層」を対象に、「企業経営・経営戦略」「組織マネジメント」「人事・組織」「財務管理」「営業・マーケティング」「生産管理」など、多岐にわたる企業課題の解決に向けた様々な研修が実施されている。なお、全日本トラック協会の助成では、6面で紹介している「トラック運送事業者向け講座」以外にも、「トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座」「実践的な財務管理、利益計画等に関する講座」なども助成対象となっている（詳細別項）。

多彩な研修が行われる教室

自習や個人研修のための読書室

中小企業大学校では、日々の業務から離れて研修に取り組めるよう、宿泊棟、食堂、読書室などを併設。研修に集中できる環境とともに、受講生同士の交流が図れる談話室や休憩スペースも校内に設けられている（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、一部施設の利用ができない場合もあり）。

全ト協の助成を活用し、学びに集中できる環境が整っている中小企業大学校で、自己成長を果たしていただきたい。
※詳細は、中小機構「中小企業大学校」ホームページ（二次元コード）を参照のこと。　中小機構「中小企業大学校」HP

食の新旧街道を行く　―俯瞰食文化学の視点から―

フードジャーナリスト、食文化研究家
向笠 千恵子

206「鯖街道寄り道したい味②」京都市久多の鯖なれずし

鯖街道の異名をもつ若狭街道（国道367号）周辺には美味がお待ちかね。滋賀の朽木まで来たら、ぜひとも寄り道したいのが久多。隠れ里と呼ぶのに相応しい山里だ。

福井、滋賀それぞれとの県境に位置し、京都市左京区の最奥部という立地。江戸時代は朽木藩領で、明治から京都府愛宕郡久多村になり、戦後に京都市に編入された。

福井とは往時、小浜の上根来から針畑越えした魚荷衆（運搬人）が一息ついたのが当地という関係。久多からさらに鞍馬へ通じるこのルートは、もう一つの鯖街道として利用されていたのだ。

現代は367号を梅ノ木から右折し、安曇川支流・久多川沿いに30分ほどで着く。茅葺きが残る民家は55戸足らずだが、花笠踊りや松上げなどの風雅な伝統行事が残るせいか、景観はどことなくはんなり。コスモスにとんぼが羽根を休めている光景すら、普通の山村より趣が深い。

住民は林業のほか民宿業に熱心で、人なつっこい接客で固定客が多い。代表が「久乃家」。私は洛中の漬物屋主人に教わって以来のファンで、久多川の鮎・岩魚、庭先で飼う地鶏、そして山の猪・鹿・熊、山菜、苔など地物づくしの献立はリピートさせる魅力十分。食事だけの客も多い（要予約）。

そのうえ鯖のなれずしと鯖ずしもある。86歳の女将・足立ハツさんによると、昔は魚といえば塩干物主体だったから、祭りの鯖ずしとなれずしは生魚らしさを満喫できるごちそう。なれずしはご飯に酒を振って発酵を促し、山椒の葉をふんだんに挟むのがコツとか。

実際、薄切りを舌にのせると、山椒が匂い立ち、鯖はしっとり。乳酸菌がリズミカルに発酵していて胃はみるみるすっきり。元気に生き抜くために、住民は鯖のなれずしを伝えてきたのだろう。

（むかさ・ちえこ）

全ト協　令和3年度「中小企業大学校講座受講促進助成制度」のご案内

全日本トラック協会では、トラック協会会員事業者の経営者・管理者等を対象に、中小企業大学校各校において実施される経営戦略等の講座を受講した場合、助成金を交付しています。

〔対象講座〕
中小企業大学校各校で実施される講座のうち、以下に該当する講座。
①トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
②実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
③管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
④女性リーダーの能力開発等に関する講座
⑤情報化、システム構築に関する講座
⑥その他物流事業に関する講座

〔利用の流れ〕
①本制度を利用する会員事業者の方は、事前に所属する各都道府県トラック協会に受講者、受講講座を届け出てください。
②所属する都道府県ト協の承認を受けた後、各大学校の指示により、受講手続きを行ってください。
③大学校より、受講受け入れの通知があった後、受講料（全額）を大学校へ直接納付してください。
④受講終了後、所定の「受講修了通知書」に大学校交付の「受講修了証書」の写しと「振込金受取書」等の写しを添付し、所属する各都道府県ト協へ提出してください。
⑤受講料の3分の1が助成されます。

〔助成額〕
受講料の3分の1
※国、自治体、他団体（都道府県ト協を含む）等からの助成金の合計が受講料の3分の2を超える場合、助成金を交付しません。

〔問い合わせ先〕
全日本トラック協会　経営改善事業部　☎03-3354-1056

働く車をサポートします!! PA-MAN
飲酒運転を絶対にしない! させない!
Alcohol Checker
超高精度にアルコールを検知!
アルコール・チェッカー直吹き式
品番 11230 00000　税別5,757円（税込6,333円）
型式 PAC30
赤ランプ点灯　使用回数表示機能　電源ボタン　0.01mg/ℓから赤ランプ点灯＋警告ブザー
数量割引 5台以上のご注文で1台あたり 税別5,469円（税込6,016円）
●二日酔い・奈良漬も検出。
●呼気アルコール濃度を 0.01mg/ℓ から検出。
●アルコールを検出すると 赤ランプ点灯+警告ブザー（15秒間）で知らせます。
●ストローで息を吹きかけるので、超高精度に測定可能。
●3,000回使用後は、当社に直接 元払い 返却ください。 4,378円（税込）にて、新品を元払い交換
※ご返却の前に先ず連絡をお願いします。
●電源電圧：DC3V（単4形乾電池×2ヶ）
●検知方式：半導体ガスセンサー
●測定値：0.00～0.25mg/ℓ（0.01mg/ℓ単位）
●使用回数表示機能（3,000回使用可）
●サイズ：巾50.3×長さ118.6×厚み18.8㎜（全高31.7㎜）
●バックライト：2色（アルコールを検知すると緑色→赤色に点灯）
●付属品：テスト用単4形乾電池2ヶ、ストラップ　ストロー（φ6×100㎜）10本　φ6㎜、又はφ7.5㎜の市販品使用可
●自重：0.085kg（電池含む）
商品動画はこちら!
⚠ ●本機は運転の可否を判別するものではありません。 ●アルコール成分以外の一酸化炭素、揮発成分、化学物質等に反応する事があります。 ●損害等は一切負えませんのでご注意ください。 ●3,000回使用後も、カウントが続き測定可能ですが、測定精度が保証できなくなります。
簡単 便利 無料　管理システムとの併用でより安全に!!
徹底したドライバー点呼と正確な アルコールチェックをウェブサイトで一元管理
AL-Call by Pa-man　アルコールチェッカー点呼システム　アル・コール　お手軽スタート!　ご利用料 無料　会員登録するだけ! 即開始　ご利用登録はこちらから https://al-call.jp/
創業1965年
株式会社パーマンコーポレーション　信頼の3年保証
品質マネジメントシステムに関する ISO9001取得 ISO9001:2015
E-mail:hr1@pa-man.com
〒550-0021　大阪市西区川口4-1-5
ご注文電話 0120-202-800　営業時間が早くなりました! 月～金 8:00～18:00　土8:00～14:30
ご注文FAX 0120-200-201　年中24時間受付
商品の詳細は当社ホームページ、又はカタログをご覧ください。
オンラインショップ パーマンショップへは パーマンショップ で検索! https://pa-man.shop/
新商品情報、セールのお知らせなど最新情報満載!
LINE ID:@pa-man 友だち追加
Twitter @Pa_man_2017 Pa-man［公式］フォローお願いします!

スパイラルフィルターで燃費は下げられる!!
「工場直売 だから安い!!」
「長持ち2倍 だからすごい!!」
吸気効率向上 → 出力向上 → 燃費削減
大手純正クオリティーを ダイレクト販売
建機大手純正のメーカー工場直売品です。オイルエアー・燃料フィルタ全て1個からのご注文OKです
全車種対応　翌日納品
10万km走行も馬力が落ちない。＝燃費低減!!
一般品では7万kmでろ材のヨリが起こり出力低下!!
低燃費の秘密は… フィルターの固定角度と間隔
特殊な密着防止技術でフィルター性能を100%引き出すことに成功。ロングライフによるコストダウンと吸気効率UPによる燃費削減効果で快適な運転を提供します。
愛車と燃費を守るため、研究を続けて70年
P.EYE ピーコックエレメント製造株式会社
Peacock Element Manufacturing Co.,ltd.
TEL 03-3458-0891 FAX 03-3472-0095
スパイラルフィルター　検索
info@pgf-japan.com
http://www.pgf-japan.com
本社：東京都品川区南品川4-15-4　国内拠点：札幌/苫小牧/仙台/北関東/長野/静岡/名古屋/大阪/神戸/九州　研究所：掛川工場　海外拠点：PGF深圳

「トラックの日(10月9日)」各都道府県トラック協会の主な活動

全国のトラック協会は、10月9日の「トラックの日」を中心に、地域色豊かなイベントやキャンペーン等を実施します。(※9月13日現在。詳細については、各都道府県トラック協会まで)

都道府県名	実施日	イベント・キャンペーン等
北　海　道	9/18・19	●「トラック協会杯第33回全道少年団(U-11)サッカー大会」
(札幌地区)	10/9	●トラックによる運送をモチーフにしたオリジナル絵本の寄贈〔札幌市教育委員会(各小学校)、児童会館、子ども未来図書等〕 ●「チビッコあつまれ！ 読み聞かせ広場 on YouTube」実施
(函館地区)	中止 9/30	●「トラック☆フェスティバル IN 函館」(中止) ●「厚沢部町・道の駅」にて植樹活動、「七飯町・道の駅」にて交通安全啓発活動
(室蘭地区)	未定	●第2回子ども絵画コンクール「ぼくの、わたしのトラック」(未定)
(旭川地区)	9/21 ～ 30	●「街頭啓発・清掃活動」の実施(全支部8支部9か所)、記念植樹の実施(日程未定)
(十勝地区)	10/8・9	●トラックの森づくりエコ植樹(10/8)、街頭啓発(10/8)、こども絵画コンクール(10/9 受賞者発表)
(釧根地区)	中止 9月～10月	●「トラックDAYフェスタ21」(中止) ●「トラックの日」清掃活動
(北見地区)	中止	●「2021 トラックディ in 北見」(中止)
青　森　県	中止 一部実施予定	●「トラック感謝デー2021」(中止) ●各支部による広報活動(道路清掃ボランティア、献血等)
岩　手　県	中止 一部実施予定	●「トラックフェスタ2021 in アピオ」(中止) ●私の街に「こんなトラックあったらいいな」絵画コンクール(小学生対象、表彰式は中止) ●テレビCM放映(10/9)
宮　城　県	10/23	●「トラックの日」招待企画「J1リーグ ベガルタ仙台VSサンフレッチェ広島」に合計100組200人(抽選の他、交通遺児50人)を招待(10/23) ●ラジオ番組『AIR JAM Friday』とタイアップ、10/23の告知と業界・協会活動への理解促進(9/15～10/3 計50回以上放送) ●各支部青年組織(8支部)ごとに清掃活動、献血等の社会奉仕活動(各支部設定日) ●「気仙沼リトルシニア創立記念親善少年野球大会 宮城県トラック協会CUP」特別協賛(10/9)
秋　田　県	10/9	●交通安全パレード、絵画コンクール表彰式、羅漢ミニライブ ※羅漢ミニライブでは、昨年制作した秋田県トラック協会オリジナルソング『ラストワンマイル』を披露
山　形　県	10/9・10	●山形県トラック協会作成動画の試写会(10/9)、「トラックの森」の補植作業(200本)・遊歩道の整備(10/10)
福　島　県	9/5 10/2	●「福島県ト協プレゼンツマッチ『トラックDAY』」JFL所属のサッカーチーム「いわきFC」の冠試合開催、トラック運送業界のPR活動(9/5) ●「トラックの森づくり」事業・福島県相馬市磯部地区での海岸防災林植樹活動(10/2実施予定)
茨　城　県	10/9 ～11/7	●各支部において、地域マラソン大会、道の駅でのPR活動や道路清掃活動等を予定
栃　木　県	中止 一部実施予定	●「第29回トラックの日感謝デーイベント」(中止) ●メディアによるPR事業を実施(新聞、ラジオ、テレビ等を活用し、トラックの日にちなんだ業界PRを行う)
群　馬　県	10/9	●県下14支部で一斉道路清掃活動、群馬県ト協敷地等に「飲酒運転根絶」等ののぼり旗掲出
埼　玉　県	中止 一部実施予定	●「交通安全・環境フェア」(中止) ●代替案を検討中
千　葉　県	9月～12月	●支部:県下16支部中14支部で新型コロナウイルス感染症対策を図りつつ広報活動を予定(9月～11月) ●本部:青年部会を中心に交通安全標語・児童絵画コンクールを開催し、表彰式を開催予定(9月～12月)
東　京　都	中止 10/9	●支部等主催イベント(中止) ●「トラックフェスタ TOKYO 2021 オンライン」(10/9)
神奈川県	中止 9月下旬 10/9	●「交通安全子どもショー」(中止) ●毎日新聞神奈川県版 全15段広告(9月下旬) ●神奈川新聞 全15段広告(10/9)
山　梨　県	中止 一部実施予定	●「トラックの日 山梨フェスタ2021」(中止) ●地元新聞紙に広告掲載
新　潟　県	10/9前後	●県下8支部で道路清掃実施(10/9前後) ●トラック輸送の役割について地元紙に意見広告(10月初旬) ●(公財)新潟県交通遺児基金への寄付金寄贈
長　野　県	未定	
富　山　県	10/8 10/9	●交通安全街頭キャンペーン(10/8 北陸道下り 有磯海サービスエリア〔SA〕)トラックの日のチラシ・グッズ等配布 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により中止の可能性あり ●第1回わたしたちの夢のトラック「こんなトラックあったらいいな」小学生絵画コンクール表彰式およびラッピングトラックの出発式(10/9)
石　川　県	10/9 10/13	●県下一斉道路清掃活動「クリーン作戦2021」(10/9) ●「交通災害等遺児を励ます会」への寄付金寄贈(10/13)
福　井　県	10/9	●福井県のマスコットキャラクター“はぴりゅう”とのコラボによる「はぴりゅうのトラックドライバーお仕事体験」動画を制作中、10/9公開予定(福井新聞・日刊県民紙面に動画紹介を兼ねた「トラックの日」広告を掲載予定)
岐　阜　県	中止 10/9	●集客イベント(中止) ●中日新聞および岐阜新聞に業界PR広告掲載(10/9) ●JR岐阜駅前の大型モニターで全ト協制作CMを終日放映(10/9)
静　岡　県	中止 9月～10月	●広報イベント(中止) ●トラックの日前後にメディアを活用した広報展開を重点的に実施(9月～10月)

都道府県名	実施日	イベント・キャンペーン等
愛　知　県	10/9 2/23	●刈谷ハイウェイオアシスにてトラックの日をPRする屋外行事の開催(開催可否は9月中旬決定) ●トラック業界の大切さを伝えるためのラジオCMをAM・FMにて放映 ●令和3年度版インターネット広告動画を制作・放映(10月下旬完成予定) ●令和4年2月23日に「トラックフェスティバル」をバンテリンドーム名古屋にて開催予定
三　重　県	10/8 10月	●県内8支部にて道路清掃活動を実施。合計250人が参加予定(10/8) ●トラックフェスタ関連企画を展開(10月予定)トラックのペーパークラフト配布(ボディデザインの描画を募集)、地元出身アーティストと協力しての楽曲制作とYouTube公開、交通安全やトラックに関する標語とトラックイメージ画像によるカルタの製作・幼稚園への配布等
滋　賀　県	中止 11/3	●「第5回滋賀県交通安全フェア」(中止) ●「おうみの森づくり事業」(11/3)
京　都　府	11/6 11/13	●「育てよう！ きょうとトラックの森 チャレンジ里山体験2021」(11/6 銀閣寺山国有林) ●テレビによる広報活動(11/13 KBS京都『キモイリ』)
大　阪　府	中止 一部実施予定	●大規模イベント(中止) ●YouTubeを使用した動画配信を予定。パラパラ漫画風アニメーションでトラック運送業界をPR ●作成した動画のQRコードを表記した除菌シートを作成し配布
兵　庫　県	中止 10/8 10月	●トラックの日イベント(中止) ●サンテレビ「トラックの日」PR特別番組制作の放送(10/8) ●各支部でトラックの日街頭PRキャンペーン(10月)
奈　良　県	9/25	●会員による主要駅等での「トラックの日」街頭広報活動 ●地元新聞へ「トラックの日」、交通安全事故防止等の広告を掲載 ●地元テレビ局でのCM放映
和歌山県	中止 10月	●イベント(中止) ●10月を「トラックの日」交通安全月間として、テレビ・ラジオ・新聞折り込みチラシ等の広報活動 ●幼稚園児等による絵画コンクールを開催、作品をラッピングトラックに(20台) ●SA、パーキングエリア(PA)、道の駅、商業施設での啓発グッズの配布
鳥　取　県	9/21・22・25 10/9 12月上旬	●交通安全教室(9/21)、児童絵画コンテスト(9/22)、伯耆町の「トラックの森」において森林整備を実施(9/25) ●県下各県会員事業所周辺の清掃活動(10/9前後) ●交通遺児募金(12月上旬)
島　根　県	中止 10/9	●「ごうつ秋まつり」(中止)、「ざいごフェスティバル」(中止) ●「トラックの森」草刈り作業(10/9 松江市山陰道宍道湖SA裏山)
岡　山　県	中止 7月～12月	●「働くトラックファミリーフェスタ」(中止) ●小学生絵画コンクール(募集期間:7月～9月)、「トラックと物流」に関する展示(9月～12月) ●広報動画の制作・発信事業、献血事業、募金活動等
広　島　県	10/10	●「第28回ひろしまトラックまつり」(10/10)を無観客で開催し、会場の様子はYouTubeライブ動画配信を検討中。会場内で絵画コンクール表彰式実施予定
山　口　県	10/8～11 10/2・9 10/10	●絵画コンクール作品展示(10/8～11、県内9か所)、各支部による国道周辺清掃活動、交通安全街頭キャンペーン等 ●「第25回萩・魚まつり」(10/10 山口県漁業協同組合萩地方卸売市場&道の駅・萩しーまーと)にて絵画コンクール表彰式、トラックと綱引きタイムトライアル、車両展示、エコグッズ・交通安全グッズ配布等
徳　島　県	中止 10/6 10/8 10月中旬	●「とくしま協働の森づくり事業」間ばつ(中止)、トラックえーなぁフェスタ(中止) ●献血キャンペーン(10/6 四国高速運輸駐車場) ●ラジオ・テレビ出演(10/8予定) ●「働くトラック」こども絵画コンクール入賞作品展示(ゆめタウン徳島、表彰式は中止)
香　川　県	中止	●「おしごとフェスタ2021」へ出展(中止)
愛　媛　県	中止 11月	●「トラックの日ふれあいフェスタ2021」(中止) ●「トラックの森」植樹事業(11月予定)
高　知　県	中止 10/22 11/18	●「高知市交通安全広場」(中止) ●「とらっくの森」事業(10/22予定) ●交通安全教室(11/18予定)
福　岡　県	10/9	●「TRUCK FES 2021」(10/9 YouTube生配信イベント)坂本克己全ト協会長あいさつ、国土交通省秡川直也自動車局長メッセージ、ミュージックライブ(ナチュラルレディオステーション・羅漢・BIG FUMI・ACANE)、女性ドライバー応援動画の上映、全国の協会活動等のPR動画上映、広告配信。10/9の生配信に向けTwitter、YouTube広告の配信
佐　賀　県	10/17	●「ゆめのトラック」絵画コンクールの実施・最優秀作品を佐賀新聞へ掲載、絵画コンクール表彰式、絵画ラッピングトラック出発式、ラッピングトラック行進、YouTuberとのコラボレーション動画作成・YouTubeでの動画配信(10/17予定)
長　崎　県	10/9 11/13・14	●「トラックの日」、「Gマーク制度」、「引越安心マーク制度」についての新聞記事広告掲載(10/9) ●「わくわくワーク！ はたらきっずフェスタ」参加(11/13・14)
熊　本　県	10/9	●コロナ禍を考慮してソーシャルディスタンスを踏まえたドライブインシアターおよびサプライズ花火等の開催により、業界のPRを実施 ●告知を含めたフリーペーパーへのPR広報
大　分　県	10/17	●「トラックの日」記念イベント(10/17 延期・中止の可能性あり)、キッズダンスショー、トラック車両展示、大型モニターでのドラマ上映(令和2年度青年部会制作ドラマ)、FMラジオ「トラバラ」公開収録等
宮　崎　県	中止 一部実施予定	●フェスティバル(中止) ●「献血活動」を実施予定
鹿児島県	中止	
沖　縄　県	中止 一部実施予定	●清掃活動(中止)、集客イベント(中止) ●「トラックの日 絵画コンクール」実施予定(表彰式の開催は検討中)、ラジオ沖縄にて「トラックの日」に関する番組を放送予定(10/9)、新聞協賛広告で「トラックの日」および「新型コロナ後を見すえた、希望ある未来」をテーマにした広告を掲載予定(10/8)

2021・9・15

こちら広報室 四季折々 214

▼自身の背丈と同じほどの大きさの竹籠を黒い風呂敷で覆い、朝採り野菜や自家製の惣菜、お餅などを入れ、千葉県内から常磐線の行商専用列車に乗り込む「おばちゃん達」。「カラス部隊」と呼ばれるおばちゃん達の数は、昭和30年の最盛期には、実に約6600人にのぼりました。当時の常磐線の終着は上野駅でしたが、そこからおばちゃん達は馴染み客が待つ都内各地へと散らばって行きます。▼私も、若い頃によく通勤途中の上野駅構内でおばちゃん達とすれ違いましたが、大きな竹籠を背負う逞しい姿に「故郷の香り」のようなものを感じたものでした。食糧事情が厳しかった当時は、おばちゃん達が運ぶ新鮮な野菜などが重宝され、品物は短時間で売り切れていました。都会の喧騒の中で暮らす買い手が求めていた最たるものは、実は「素朴なおばちゃん達との会話や笑顔」だったのかもしれません。▼午前中に品物を売り切ると、持参したお茶で一息つき、行きとは違って軽い足取りで上野駅へ向かいます。空になった竹籠を軽々と背負うその表情は、晴れ晴れと澄みきった青空のようです。そのおばちゃん達もいつしか高齢になり、その数は1人減り2人減りと、現在では数えるほどになりました。▼2017(平成29)年にNHK総合で放映された番組では、当時85歳で現役の岩井静さんに密着していました。岩井さんは、朝3時半から畑に足を運び、朝露の中で野菜を収穫し、荷物をまとめて電車に乗り、「足腰が丈夫なうちは通いますよ」と7時には山手線・大塚駅前のいつもの場所に座り、屈託のない笑顔を見せていました。▼とある日、私はテレビを見て興味を抱いた岩井さんの姿を拝見しに大塚駅で下車すると、そこは、まさに、「大都会の小さな朝市」そのもので、新鮮な小松菜や里芋、お餅などが並べられていました。1人また1人とお客様が見え、談笑し、「売り手と買い手の会話」の中に、心が通う瞬間を見た気がしました。▼以前、書店で『伝える力』(池上彰著)、『聞く力』(阿川佐和子著)を購入し読みましたが、「話す・書く・聞く」能力を養うのは、生半可なことではありません。岩井さんが、品物を購入してくれたお客様へ感謝する、「本当にありがとうございます」という言葉に偽りはなく、そのまっすぐな言葉が相手の心を掴んで離さないのでしょう。人生の先達は、あらゆる瞬間で得難い「生きざま」を見せてくれます。それは教科書には載っていない、「趣の深い人生訓」にほかなりません！

(山崎　薫)

全ト協

令和3年度「トラックの日」ポスターが決定

デザインコンテストの結果を発表

全日本トラック協会は9月9日、令和3年度「トラックの日」ポスターデザインコンテストの結果を発表した。

8月30日開催の第71回広報委員会における選考の結果、応募総数316点の中から、園田高宏氏(東京都)の作品がグランプリ(賞金70万円)に決定した。

グランプリを受賞した園田氏の作品(写真)では、トラックのバックミラーに笑顔の家族を映し出し、コロナ禍の中、エッセンシャルワーカーとして奮闘するトラックドライバーへの感謝の思いを表現している。

なお、同作品は、全ト協および都道府県トラック協会において実施する、3年度「トラックの日」の広報活動におけるポスターデザインとして積極的に活用される。

飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について

決　　議

事業用トラックドライバーに対する飲酒運転の根絶については、トラック運送業界として各種啓発活動を展開し、その再発防止に積極的に努めています。

また、国土交通省が本年3月に決定した「事業用自動車総合安全プラン2025」においては、「事業用自動車における飲酒運転ゼロ」を目標に掲げる等、様々な取り組みを実施しています。

しかしながら、警察庁統計によれば、最近の事業用トラックによる飲酒運転事故件数は横ばい傾向で、未だ根絶には至っておりません。

特に、本年6月28日に、千葉県八街市において、飲酒した運転者の自家用トラックが小学校児童の列に突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が発生し、飲酒運転が全国的な社会問題としてマスコミなどで大々的に取り上げられている最中の本年7月5日、6日には、事業用トラックドライバーによる飲酒運転事案が相次いで発生しており、極めて憂慮すべき事態となっています。

現在、エッセンシャルな事業として、社内体制を確立して飲酒運転を根絶している優良な運送事業者がほとんどであるこの運送業界ですが、一方で、ほんの一握りの心無い事業用トラックドライバーが引き起こす飲酒運転により、「運送業界全体の体質的な問題」ととらえられることとなり、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第117回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを決議する。

1．各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に行える点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。

2．各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。

3．各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶にむけた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。具体的には、

・会員事業所所属の全てのドライバーからの飲酒運転しないことの宣誓書の署名活動

・フェリー乗り場、SA・PA、TS などでのトラックドライバーに対する飲酒の有無の自主点検や、街頭啓発活動

令和３年９月６日

公益社団法人　全日本トラック協会

副会長（交通対策委員長）工藤修二

秋の全国交通安全運動

令和3年　9月21日(火)～30日(木)まで

公益社団法人 全日本トラック協会

令和3年は、今後5か年を計画期間とする「トラック事業における総合安全プラン2025」のあらたなスタートの年です。トラック業界では、「飲酒運転の根絶」「追突事故の防止」「交差点事故の防止」を最重点推進項目として、安全運行の確保に積極的に取り組みます。

1 飲酒運転の根絶をめざして ～ 依然として後を絶たない飲酒運転事故 ～

令和7(2025)年の目標値：
死者数と重傷者数の合計970人以下／飲酒運転ゼロ

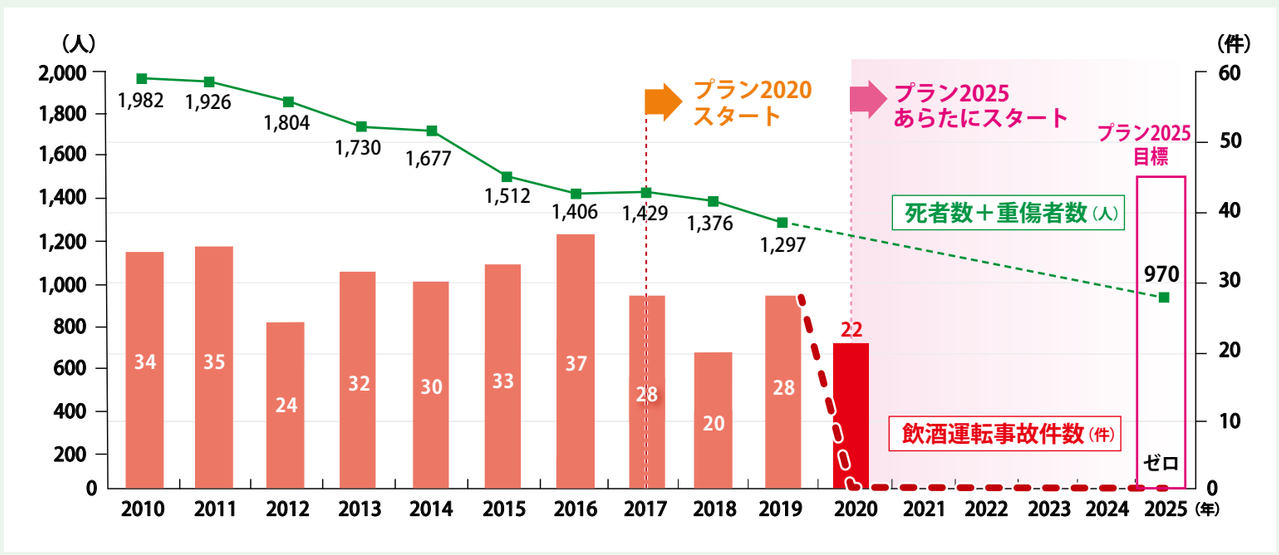

出典：警察庁「交通事故統計」および(公財)交通事故総合分析センター「交通統計」

「酒酔い運転」は「飲酒なし」の場合の 8.1 倍の死亡事故率

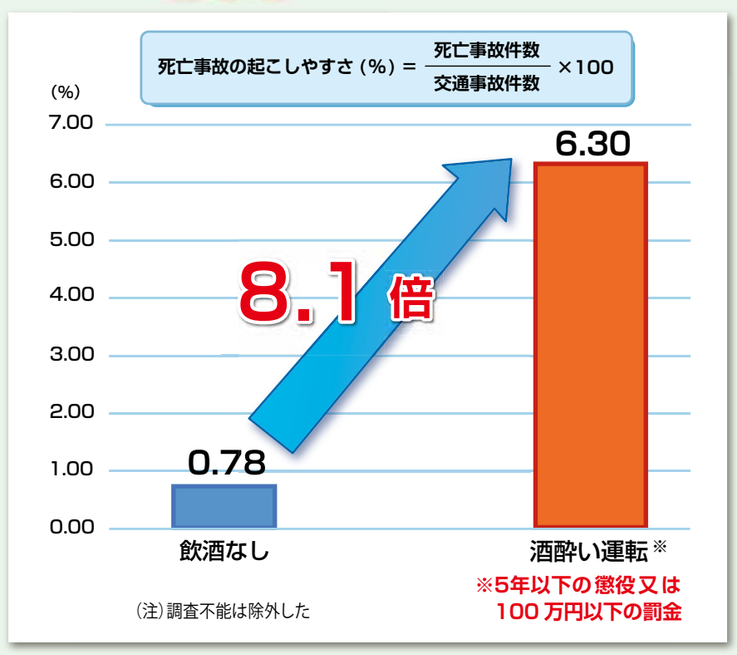

(注)調査不能は除外した

出典:警察庁交通局　原付以上運転者を第1当事者とする全交通事故が対象

2 追突・交差点事故ゼロをめざして

■高速道路における死傷事故件数の状況

高速道路での死傷事故の 約6割は追突、うち7割近くは駐・停車中の車両への追突

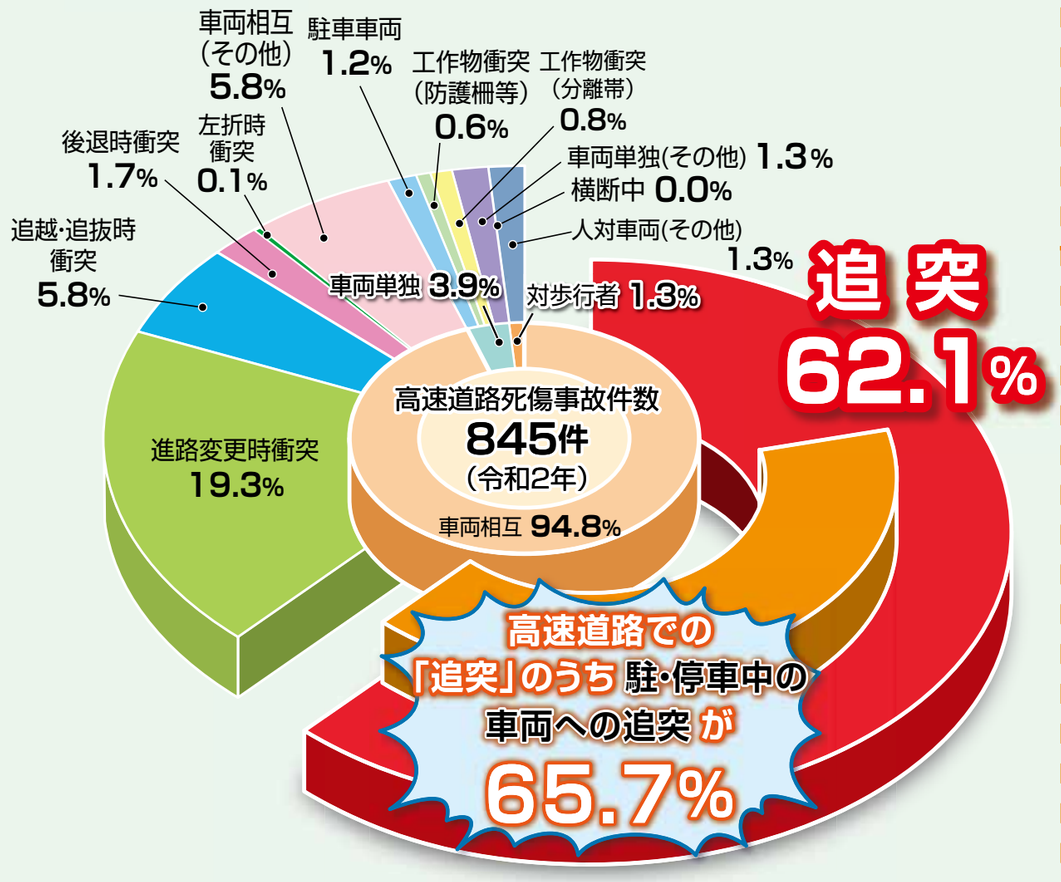

■交差点における死亡・重傷事故の状況

左折時の約9割は対自転車、右折時では約9割が対歩行者

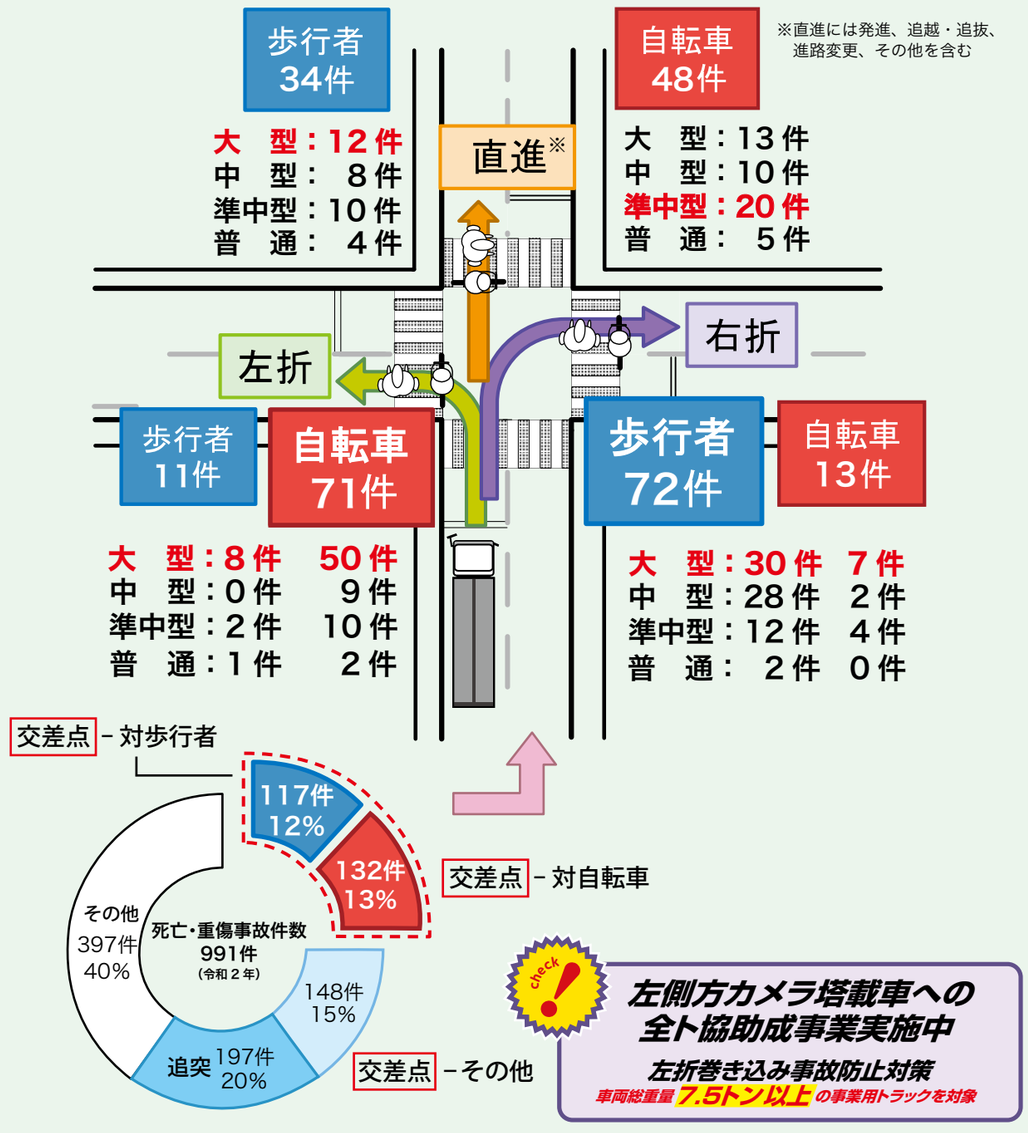

出典：(公財)交通事故総合分析センター

※「死傷事故件数」および「死亡・重傷事故件数」は事業用貨物自動車を第1当事者とするもの(軽自動車を除く)